

官報

號外 昭和十一年五月二十日

○第六十九回 衆議院議事速記録第十一號

昭和十一年五月十九日(火曜日)

午後一時三十八分開議

議事日程 第十一號

昭和十一年五月十九日

午後一時開議

質問

一 沿岸漁民生活防衛ニ關スル質問

(佐竹晴記君提出)

二 行政裁判所法案行政訴訟法案訴

願法案権限裁判法案及行政裁判官

懲戒法案ニ關スル質問(宮古啓三

郎君提出)

三 皇曆紀元ニ關スル質問(荒川五

郎君提出)

四 帝國ノ人口ト移民政策及比律賓

ノ土地問題ニ關スル質問(福田關

次郎君提出)

五 燃料國策ニ關スル質問(清瀬一

郎君提出)

第一 農村負債整理組合法中改正法律

案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

第二 航空法中改正法律案(政府提出、

貴族院送付) 第一讀會

第三 昭和六年法律第四十號中改正法

律案(重要產業ノ統制ニ關スル件)(政

府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 自動車製造事業法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 昭和十一年勅令第十八號(一定

ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用

(スルノ件)(承諾ヲ求ムル件)(貴族院

送付)

第六 昭和十一年勅令第二十一號(東

京陸軍軍法會議ニ關スル件)(承諾ヲ

求ムル件)(貴族院送付)

第七 大正九年法律第五十六號中改正

法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關ス

ル件)(手代木隆吉君外八名提出)

第八 大正九年法律第五十六號中改正

法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關ス

ル件)(井阪豊光君提出)

第九 大正九年法律第五十六號中改正

法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關ス

ル件)(東武君外四名提出)

第十 百貨店法案(松谷寅吉君外七名

提出)

第十一 百貨店法案(伊禮肇君提出)

第一讀會

第十二 小作法案(杉山元治郎君提

出)

第十三 農護士法中改正法律案(宮澤

清作君外五名提出)

第十四 勞働組合法案(塚本重藏君提

出)

第十五 計理士法中改正法律案(古河

和一郎君外二名提出)

第十六 母子扶助法案(片山哲君提出)

第一讀會

第一讀會

第十七 衆議院議員選舉法中改正法律
案(杉山元治郎君提出) 第一讀會

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ 參照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
昭和六年法律第四十號中改正法律案(重
要產業ノ統制ニ關スル件)(政府提出)ニ
對スル修正案

提出者 片山 哲君 笠井 重治君

提出者 松田 喜三郎君 武知 勇記君

提出者 本多 真喜雄君

提出者 淀川 低水工事計畫擴充ニ關スル建議案

提出者 川崎 末五郎君 池本 甚四郎君

提出者 内藤 正剛君

提出者 松安 新九郎君

提出者 古藤 増治郎君

提出者 京都府ニ國立工藝指導所設置ニ關スル建議案

提出者 川橋 豊治郎君 西村 金三郎君

提出者 中村 三之丞君 福田 闘次郎君

提出者 桑原 仁三郎君 太田川改修速進ニ關スル建議案

提出者 川橋 豊治郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

松山高濱間及松山高知間府縣道ニ國道ニ
編入ニ關スル建議案

提出者 松田 喜三郎君 尾崎 重美君

提出者 武知 勇記君

提出者 本多 真喜雄君

提出者 淀川 低水工事計畫擴充ニ關スル建議案

提出者 川崎 末五郎君 池本 甚四郎君

提出者 内藤 正剛君

提出者 松安 新九郎君

提出者 古藤 増治郎君

提出者 京都府ニ國立工藝指導所設置ニ關スル建議案

提出者 川橋 豊治郎君 西村 金三郎君

提出者 中村 三之丞君 福田 闘次郎君

提出者 桑原 仁三郎君 太田川改修速進ニ關スル建議案

提出者 川橋 豊治郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

提出者 河上丈太郎君 漆 季松君

提出者 河上丈太郎君 氏家 清君

提出者 栗山 博君 比佐 昌平君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

小貝川増補工事並維持修繕ニ關スル建議案

提出者

宮古啓三郎君

佐藤洋之助君

大牟田市ニ區裁判所設置ニ關スル建議案

提出者

敦賀清津羅津又ハ雄基間聯絡特急航路開

始ニ關スル建議案

提出者 道府縣雪害防止施設費補助ニ關スル建議案

提出者

山田 又司君

佐藤謙之輔君

松木 弘君 三宅 正一君

高橋熊次郎君

高岡 大輔君

八田 宗吉君 佐藤 與一君

東北地方國營開墾ニ關スル建議案

提出者 三鬼鑑太郎君

(以上五月十八日提出)

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

國體明徴ニ關スル質問主意書

提出者 飯村 五郎君

(以上五月十八日提出)

新聞紙法ノ改正並新聞記者ノ資格ニ關スル質問主意書

提出者 一昨十八日廣田内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第六十九回帝國議會内務省所管事務政府委員被仰付
内務事務官 入江誠一郎
第六十九回帝國議會内務省所管事務政府委員被免
一昨十八日辭任シタル常任委員左ノ如シ
第二部選出決算委員 小笠原八十美君

又同日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第六部選出決算委員 池崎 忠孝君

一昨十八日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)

(政府提出、貴族院送付) 委員

理事 池田 清秋君 (理事西田郁平君)

昨日委員辭任ニ付其ノ補闕

米穀自治管理法案(政府提出)外二件委員

辭任眞鍋 儀十君 補闕喜多壯一郎君

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

(政府提出) 委員

辭任砂田 重政君 補闕加藤 勘十君

辭任黒田 壽男君 補闕立川 平君

辭任西田 郁平君 補闕一松 定吉君

辭任一松 定吉君 補闕原 夫次郎君

辭任松井 郡治君 補闕一松 定吉君

不穩文書等取締法案(政府提出) 委員

辭任宮澤 清作君 補闕砂田 重政君

辭任田村 秀吉君 補闕淺沼稻次郎君

辭任牧野 賤男君 補闕木村 正義君

辭任益谷 秀次君 補闕松村 光三君

辭任小柳 牧衛君 補闕小山倉之助君

辭任村岡 吾一君 補闕松田 正一君

土地賃貸價格改訂法案(政府提出) 委員

辭任岡本實太郎君 補闕淺川 浩君

辭任土田 莊助君 補闕西村金三郎君

昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

○議長(富田幸次郎君) 是ヨリ會議ヲ開キ
マヌ、御諸リ致スコトガアリマス、土地賃
委員 员
辭任岡本實太郎君 補闕林 平馬君

貸價格改訂法案、重要肥料業統制法案、航路統制法案、臺灣拓殖株式會社法案外一件

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

及ビ不穢文書等取締法案ノ各委員長ヨリ、

日本會議中委員會ヲ開キタイトノ申出ガ

アリマシタガ、之ヲ許可スルニ御異議ハア

リマセヌカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ

許可スルニ決シマシタ——本日ノ日程ニ掲

ゲマシク質問ノ一乃至五ハ、何レモ政府ヨ

リ答辯書ヲ受領致シマシタ、書記官ヲシテ

此際報告致サセマス

〔書記官朗讀〕

一政府ヨリ受領シタル答辯書左ノ如シ

衆議院議員佐竹晴記君提出沿岸漁民生活防衛ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員宮古啓三郎君提出行政裁判所

法案行政訴訟法案訴願法案權限裁判法案

及行政裁判官懲戒法案ニ關スル質問ニ對

スル答辯書

衆議院議員荒川五郎君提出皇曆紀元ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員福田闘次郎君提出帝國ノ人口

ト移民政策及比律賓ノ土地問題ニ關スル質問ニ對スル答辯書

衆議院議員清瀬一郎君提出燃料國策ニ關スル質問ニ對スル答辯書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十一年五月八日

提出者 佐竹 晴記

書 沿岸漁民生活防衛ニ關スル質問主意書

四面環海ノ我が國沿岸漁業ヘ逐年衰頽ヲ來シ漁獲總價額ノ如キ大正十二年ノ二億四千七百萬圓ハ昭和八年ニ於テ一億七千萬圓ニ減ジ我が國百五十萬漁民ノ最大多

敷ヲ占メル沿岸漁民ノ生活窮乏ハ言語ニ絶スルモノガアル而シテ昨今特ニ沿岸漁民ヲ刺殺シテ居ルモノニ内地沖合漁業カラ來ル壓迫ト新興化學工業ノ發達竝廢液流出ニ因ル魚介ノ移動衰滅トガアル斯ル際ナレバ左記各項ニ關シ特ニ明確ナル政

府ノ答辯ヲ得タシ

一機船底曳網漁業禁壓ニ關スル件

機船底曳網漁業ニ就テハ同漁業取締規則、同漁業禁止區域設定等ニ依リ相當

重イ制限ヲ設ケテアルガ其ノ制限内ノ操業ニ據ツテハ收益ガ少キ爲監視船ノ監視ヲ免レテ禁止區域ヲ犯スコトガ常

例トナシテ居ルスクテ法令ニ依ル機船底曳網ノ取締厲行ニ拘ラズ沿岸小釣漁場ハ荒サレ漁民ノ疲弊ハ其ノ極ニ達シ某地方ノ如キハ漁民騒動ヲ起シタル實例サヘアリ真ニ沿岸漁民ヲ守ルガ爲ニハ斷乎機船底曳網沖合漁業ヲ禁止シ且之等機船底曳網漁業者ニ相當ノ轉業資金ヲ交付シテ遠洋漁業ニ轉ゼシメテ生

活ノ更生ヲ圖ル以外ニ方法ハナイン政府ニ於テハスル政策ヲ取ル意思アリヤ否ヤ

金ヲ交付シテ遠洋漁業ニ轉ゼシメテ生

活ノ更生ヲ圖ル以外ニ方法ハナイン政府ニ於テハスル政策ヲ取ル意思アリヤ否ヤ

過剩漁業者整理ノ爲ノ一時の方策デ

シテハ嚴重ナ處分ヲ行ヒツツアルガ之

ハ過剩漁業者整理ノ爲ノ一時の方策デ

機船數ガ一定數以下ニ下レバ敢テ此ノ

方策ヲ固執セザルヤニ聞ク例ヘバ高知

縣ニ於テハ其ノ機船數ガ三十隻ヲ割レ

バ違反者ニ對シ許可取消ノ如キ處分ヲ

セズトノ噂ヲ聞ク果シテ之ガ真相デア

ルカ又政府ニ其ノ底意アリヤ否ヤ

我ガ國沿岸ハ稚魚ノ發生生長ニ適スル

淺海ニ富シデ居タガ新興產業ノ發達、

海外貿易ノ發展ヘ續々港灣ノ改築トナリ沿岸埋立工事ノ起工トナリ沿岸漁民ノ生活本據タル漁場ハ彼等ノ手カラ奪

ヒ去ラレツツアリ海面ハ官有物デアルトハ云ヘ魚介採集ノ爲從來漁民ハ幾多ノ施設ヲ行ツテ居ル其レガ殆ンド言フニ足ル補償サヘナサレズ奪ハレテ居ルガ政府ハ斯ル漁民ニ對シ適當ノ求償權ヲ與ヘル法令ヲ制定スル意思ナキヤ否

ヤ

四 工場廢液對策ニ關スル件

工場特ニ人絹工業ノ如キ新興化學工場ノ廢液ガ沿海ニ流注シ魚介ノ衰滅移動ヲ生ジ然ラデダニ窮乏セル漁民ノ生活ヲ脅シ彼等ヲ驅ツテ大衆的抗争ニ憤起セシメタ事例ハ枚舉ニ違ガナイ之ハ右工場廢液處分ニ關シ國法上ニ一定シク取締法規ナキ所ニ起因スルモノト信ゼラレル既ニ昨年開カレタ道府縣經濟部長會議ニ於テモ之ガ對策ガ審議サレタト聞クガ政府ハ有害廢液處置ニ關シ嚴重ナ法規ヲ制定公布スル意思ナキヤ否ヤ

右及質問候也

昭和十一年五月十九日

内閣總理大臣 廣田 弘毅

衆議院議長富田幸次郎殿
衆議院議員佐竹晴記君提出沿岸漁民生活防衛ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員佐竹晴記君提出沿岸漁民生活防衛ニ關スル質問ニ對スル答辯書
一、機船底曳網漁業禁壓ニ關スル件
政府ハ昭和七、八兩年度ニ中央及地方
テ禁止區域侵犯、操業區域外操業等ノ
取締ヲ一層嚴ニスルト共ニ違反者ニ對
シテハ司法處分ノ外漁業停止、許可ノ
取消等嚴重ナル行政處分ヲ爲シ以テ沿
岸漁場ノ保護ニ努メツツアリ
殊ニ東經百三十度以東ノ内地近海ヲ操
業區域トル本漁業ニ對シテハ銳意漸

減方針ヲ以テ整理ニ努メツツアルモ今後更ニ速ニ整理ヲ促進スル要アリト認メラルヲ以テ目下其ノ方策ニ關シ銳

二、機船底曳網漁業取締ニ關スル件

政府ノ行ヒツツアル機船底曳網漁業ニアリテ質問書ノ如キ越旨ニ基クモノニアラス

三、港灣改築沿岸埋立ニ關スル件

公有水面埋立法及耕地整理法ニ依リ行フ埋立ニ付テハ漁業權又ハ入漁權ニ對シテ損害補償ノ規定アリ又土地收用法ニ依リ漁業權又ハ入漁權ヲ收用スル場合ニ付テモ同様ナリ

又港灣改築ノ場合ニ於テハ企業者ニ於テ相當ノ補償ヲナシ居レル實情ナルモ之力求償權ヲ與ヘル法令ノ制定ニ關シテハ目下考究中ナリ

其ノ他ノ場合ニ付テモ漁業權又ハ入漁權ノ制限取消等ノ場合ニ於ケル補償ニ付テハ目下考究中ナリ

四、工場廢液對策ニ關スル件

政府ハ既ニ改正シ行政官廳ハ同法ニ基キ水產動植物ニ有害ナル物ノ遺棄又ハ漏泄ニ關スル制限禁止ノ命令ヲ發シ得ルコトトセリ又河川法、工場法等ニ於テモ水質汚濁ノ虞アリト認ムル行爲又ハ設備ニ對シテ相當ノ措置ヲ命シ得ルモ尙水產動植物ノ保護公衆衛生其ノ他公害防止等ノ見地ヨリ水質汚濁防止制度ニ樹立ニ付考究中ニ屬ス

右及答辯候也

昭和十一年五月十九日

農林大臣 島田 俊雄

行政裁判所法案行政訴訟法案訴願法案
權限裁判法案及行政裁判官懲戒法案ニ
關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也
昭和十一年五月八日

提出者 宮古啓三郎
行政裁判所法案行政訴訟法案訴願法
案ニ關スル質問主意書

行政裁判所法案及行政裁判官懲戒法

案ニ關スル質問主意書

行政裁判所法案行政訴訟法案訴願法
件ニ付テハ政府ハ大正十二年中臨時法制

審議會ニ諸問シ同審議會ハ主査委員ヲ舉
ケテ審査セシメタル後昭和三年中行政裁

判法及訴願法改正綱領ヲ議決シ之ヲ政府
ニ答申シ政府ハ更ニ昭和四年九月中行政

裁判法及訴願法改正委員會ハ主査委員ヲ舉
ケテ審査セシメタル後昭和七年十月ヲ以

テ行政裁判所法案、行政訴訟法案、訴願

法案、權限裁判法案及行政裁判官懲戒法
案ヲ完成シ之ヲ政府ニ答申シタリ然ル

第六十五回議會ニ當時政府ハ之ヲ帝國議

會ニ提出セサルヲ以テ本員ハ政府ニ對シ

(一)政府ハ昭和七年十月ヲ以テ行政裁判

法及訴願法改正委員會ヨリ行政裁判所法

案、行政訴訟法案、訴願法案、權限裁判

法案及行政裁判官懲戒法案ノ答申ヲ受ケ

ト認メサルヤ(二)政府ハ次ノ通常帝國議

會ニ之ヲ提出スルノ意思ナリヤノ質問ヲ

何故ニ之ヲ今期帝國議會ニ提出セサルヤ

其ノ理由ノ詳細如何(二)政府ハ今期帝國

議會ニ之ヲ提出セサルヲ以テ政府ノ怠慢

ト認メサルヤ(三)政府ハ次ノ通常帝國議

會ニ之ヲ提出スルノ意思ナリヤノ質問ヲ

正ニ關シテハ行政裁判法及訴願法改正委

員會ノ答申ニ基キ政府ハ銳意關係當局者

間ノ議ヲ進メ案ヲ練リツツアルモ尙未タ議

二、政府カ右各法案ノ答申ヲ受ケテヨリ
既ニ三年半以上ノ歲月ヲ經過セルニ拘

ラス之ヲ帝國議會ニ提出セサルハ甚タ

シキ怠慢ト認ム政府ノ所見如何

三、政府ハ次ノ通常帝國議會ニ之ヲ提出

セムトスル者アルニ非サルヤ如何

スルノ思意ナルヤ

四、政府ノ一部ニハ寧ロ其ノ提出ヲ阻止

右及質問候也

昭和十一年五月十九日

内閣總理大臣 廣田 弘毅

衆議院議長富田幸次郎殿

衆議院議員宮古啓三郎君提出行政裁判所

法案行政訴訟法案訴願法案權限裁判法案

及行政裁判官懲戒法案ニ關スル質問ニ對

シ別紙答辯書差進候

(別紙)

衆議院議員宮古啓三郎君提出行政裁判

所法案行政訴訟法案訴願法案權限裁判

法案及行政裁判官懲戒法案ニ關スル質

問ニ對スル答辯書

一、行政裁判法及訴願法改正委員會ヨリ
答申セラレタル行政裁判所法案、行政

訴訟法案、訴願法案、權限裁判法案及

行政裁判官懲戒法案ニ付テハ答申後關

係當局者間ニ於テ引續キ議ヲ進メツツ

アルモ其ノ內容ニ付テ尙攻究ヲ要スル

モノアリテ未ダ帝國議會ニ提出シ得ル

ノ程度ニ至ラザルニ由ル

二、行政裁判法及訴願法改正委員會ヨリ

答申アリテヨリ關係當局者間ニ於テ協

議ヲ重ねツツアルモ、未ダ議會ニ提出

シ得ザルハ事情已ムヲ得ザルモノト認

ム

三、次回ノ通常議會ニ提出スルヤ否ヤハ

今日之ヲ言明スルノ限りニ非ズ

四、政府ノ一部ニ其ノ提出ヲ阻止セムト

スル者アリトハ思料シ居ラズ

右及答辯候

昭和十一年五月十九日

内閣總理大臣 廣田 弘毅

皇曆紀元ニ關スル質問主意書

右成規ニ據リ提出候也

昭和十一年五月九日

提出者 荒川 五郎

皇曆紀元ニ關スル質問主意書

我方大日本皇國ハ史實上原始國家デアッ

テ人爲的建造國家デハナク實ニ國土ノ修

理固成ト共ニ神ナガラノ自然ニ出來タ國

デアル即チ國家學上ノ自然國家デアルカ

ノ人ノ土地ヲ征服シテ建テア征服國家ヤ

又人ノ國カラ背離シテ造タ分立國家等

トヘ大ニ其ノ根本ヲ異ニスルコトハ申ス

マデモナク天之御中主神以下諸神ヲ經テ

宇内ヲ統宰セサセラレ伊弉諾伊弉冊ノ二

尊ニ至リ次第ニ國土經營ノ御神業成リ天

照大御神ノ御時ニ至リ其ノ所謂天壤無窮

ノ御神勅ヲ以テ我ガ國礎ヲ確實ニセサセ

給ヒシモノ即チ教育勅語ノ「皇祖皇宗國

ヲ肇ムルコト宏遠ニ」ト宣ハサセ給ヘル

所以ノモノナレバ世界諸國ノ建設國家ト

全ク其ノ大旨ヲ異ニスルコトハ昭々乎ト

シテ明白ナル次第デアル

斯ク我國開闢ノ御太元ハ極メテ遠キ太

古神代ノ御事ニテ我國ハ將來永久ニ無

限ナルト共ニ悠カニ過去ニ溯リテモ同ジ

ク無窮ナレバ皇曆上年數表示ノ爲神代ヲ

擱イテ特ニ人皇初代ノ神武天皇御卽位ノ

日ヲ以テ紀元ト定メサセラレ毎年此ノ日

ヲ大祝節トセサセラレ給ヘルモノハ決シ

テ我ガ建國ノ紀元デナク神武天皇卽位紀

元デアルコトハ左ノ當時ノ布告ニ依ルモ

明ラカデアル

一、明治五年十一月十五日太政官布告第

三百四十二號

今般太陽曆御頒行神武天皇御卽位ヲ

以テ紀元ト被定候ニ付其旨ヲ以テ被

爲告候爲メ來ル二十五日御祭典被執

行候事

一、同年同月同日太政官布告第三百四十

四號

第一月二十九日神武天皇御卽位日相

當ニ付祝日ト被定例年御祭典被執行

候事

一、明治六年三月七日太政官布告第九十

一號

神武天皇御卽位日ヲ紀元節ト被稱候

事

此ノ一月二十九日神武天皇御卽位日ハ日

本書紀ノ神武紀ニ依リ天皇櫛原宮ニテ御

位ニ即キ給フタ辛酉ノ年春正月庚辰朔ニ

當ルノデアルガ之ヲ太陽曆ニ推步シテ二

月十一日トナルノデ爾來二月十一日ヲ以

テ節日トセラレ明治七年ノ曆面ヨリ記載シ

セラルルコトトナツタノデ又年々ノ曆面

ニハ皇曆年數ヲ掲グルニ單ニ紀元何年ト

セズ必ズ神武天皇卽位紀元何年ト記載シ

建國紀元ニアラザルコトヲ明ラカニセラ

レテアルノデアル

神代よりうけし寶をまもりにて治め

きにけり日本の國

嚴かにまもらさらめや神代よりうけ

繼きたる浦安の國

ニ於テ國家大政ノ變理上之ヲ閑却セラル

ベキデナイト思フガ果シテ如何又内務大

臣ハ近年行ハレ來ツテ居ル建國祭其ノ他

ノ諸行事竝ニ神武建國ナル諸圖書等ヲ取

締ル必要ヲ認メザルヤ文部大臣モ國體觀

念ノ認識徹底ノ上ニ於テ國民ノ教育指導

上斷ジテ此レヲ等閑ニ付シ去ルベキモノ

ニアラズト思フガ如何

來ル紀元二千六百年ヲ記念スペク今ヤ諸

種ノ記念事業ガ企テラレントシ已ニ建國

記念大博覽會等ノ建國記念ト冠シタル名

稱ノ事業モ行ハレツツアリ此等ノ企畫名

稱等ノ決定セザル以前ニ於テ先ヅ其ノ名

ヲ正シ其ノ實ヲ明カニスルコトノ最緊急

至切ナルヲ認メ之ヲ前議會ニ質問シタル

モ政府ノ答辯ヲ得ルニ至ラズシテ議會ハ

解散トナリタルヲ以テ更ニ茲ニ質問スル

次第アル三大臣ノ答辯ヲ求ム

右及質問候也

昭和十一年五月十九日 内閣總理大臣 廣田 弘毅

衆議院議員荒川五郎君提出皇曆紀元ニ關スル質問ニ對スル答辯書

〔別紙〕 衆議院議員荒川五郎君提出皇曆紀元ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候

所存ナリ

一、建國祭ニ關シテハ我國開闢ノ大精神

ヲ紀元ノ佳節ニ於テ大イニ國民ニ自覺

徹底セシメンツスルノ意ニ出デタルモ

ノト解シ居レリ

右及答辯候

昭和十一年五月十九日

内務大臣 廣田 弘毅

文部大臣 平生鉄三郎

○松永東君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第三及ビ第四ヲ繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ、日程第三及ビ第四ハ同一委員ニ付託シタル議案デアリマスカラ、一括議題トナスニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第三、昭和六年法律第四十號中改正法律案、日程第四、自動車製造事業法案(右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス)——野村嘉六君

第三 昭和六年法律第四十號中改正法律案(重要產業ノ統制ニ關スル件) (政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 自動車製造事業法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一昭和六年法律第四十號中改正法律案(重要產業ノ統制ニ關スル件) (政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十一年五月十八日

委員長 野村 嘉六

自動車製造事業法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十一年五月十八日

委員長 野村 嘉六

衆議院議長 富田幸次郎殿

希望條項

一本法ニ於テ助成セントスル製造自動車ノ種類中ニハ電氣自動車、デーゼルエンジン自動車、木炭自動車及薪自動車モ加ヘラレタキコト

一本法施行ニ當リテ助成指定ノ自動車製造業者ノ發達ヲ不當ニ促進セシメント圖リ強ヒテ經濟的不利ナル國產自動車ノ普及ヲ企テ一般自動車業者及民衆ノ不利ヲ招カザルコト

一本法施行上指定自動車業者ノ助成ニ急ナル爲不當ニ自動車及部分品ノ輸入制限ヲ企テ其ノ價格ノ高騰ヲ招徠一般消費者ノ不利不便ヲ釀成セシメザルコト

一本法ニ於テ助成セントスル自動車製造業者ノ指定基準ハ昭和十年八月九日ノ我國自動車ノ實狀ヲ基調トスルモノナレバ本法施行ニ當リ助成會社ノ保護ニ偏シ其ノ他ノ自動車業者ノ既得ノ権益ヲ侵害セザルヤウ最善ノ注意ヲ拂フコト

〔野村嘉六君登壇〕

○野村嘉六君 只今議題トナリマシタ昭和六年法律第四十號中改正法律案ノ、委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ニ付キ御報告申上ゲマス、本委員會ニハ本改正法律案及び自動車製造事業法案ノ二件ヲ併託サレタノデアリマス、先づ本案審議ニ付テ申上ゲマス、本改正案提案ノ理由ト申シマスノハ、本法ハ本年八月十日ヲ以テ施行期間ガ満了スルノデアリマス、併シ諸般ノ情勢ニ照シテ、尙ホ五箇年間其施行期間ヲ延長シ、本法ハ本年八月十日ヲ以テ施行期間ガ満了スルノデアリマス、併シ諸般ノ情勢ニ照シテ、尙ホ五箇年間其施行期間ヲ延長シ、且ツ過去五箇年間ノ實績、並ニ其間ノ經濟情勢ノ變化ニ鑑ミマシテ、二三是ガ内容ニ重要ナル改正ヲ加ヘントスルノデアリマス、

今其重ナル改正點ヲ申上ゲマスレバ、第一、現行法第一條ノ統制服從命令ヲ發シマシタ

第二、統制服員會ノ從來ノ行動ニ微スレバ、

第三、本法ヲ外地ニ施行スルトスレ

第四、本法ノ適用ヲ遁レテ居リマシタ共同販賣會社、並ニ「トラスト」ヲモ取締ル趣旨ニ改メマシタコト、第三、第三條ノ所謂公益規定活動ヲ容易ナラシメ、一般消費者其他公

益ノ擁護ニ一層ノ考慮ヲ加フルコトニナンタル點、第四、本法ノ外地施行ニ備フル爲メ用語ヲ改メマシタコト等デアリマス、本

改正案ハ國家ノ產業政策ノ根本ニモ觸ル、委員ヨリ第一根本論トシテ、產業政策ニ極メテ重要ナル問題デアリマスノデ、熱心ニ質問應答ガアリマシタ、今其主ナル論點ニ付テ簡単ニ經過ヲ申上ゲマス

改正案ハ國家ノ產業政策ノ根本ニモ觸ル、

本法ヲ依存産業者ノ立場ヲ考慮シテ善處スルトノ答辯デアリマシタ、尙ホ本法ハ外

地ニモ成ヘク早ク機會ヲ見テ施行スル考デアルガ、外地ハ御承知ノ通リニ特別ノ事情

多イカラ、其時期、產業種類ハ調査ノ上

スルトノ答辯デアリマシタ、其他色々ノ

ハセナイト答辯致シマシタ、又統制服員會ニ付テ簡易ニ經過ヲ申上ゲマス

改正案ハ國家ノ產業政策ノ根本ニモ觸ル、

委員ヨリ第一根本論トシテ、產業政策ニ付キ自由主義ヲ原則トスルカ、又ハ統制主義ヲ原則トスルカトノ點ニ付キ質問ガアリ

付キ自由主義ヲ原則トスルカトノ點ニ付キ質問ガアリ

マシタ、第二、產業統制ノ強化ハ時運ニ伴

フ途デアラウト思ハレルガ、政府ハ何レノ

產業ニ付キ、ドノ程度ノ強化ヲ圖ル考デア

ルカ、又產業ノ重要性ニ依リテ、之ヲ國營ニ

マデ進メル考ハアルカトノ質問ガアリマシタ、第三、產業統制強化ハ產業其モノニ重

點ヲ置クノカ、或ハ國民生活ノ安定、即チ

消費者ノ利益擁護ニ重キヲ置クカトノ質問

ガアリマシタ、之ニ對シ廣田首相ハ、現在

ノ經濟又ハ產業ノ基調ト致シテハ自由主義

デアル、尙ホ外國貿易ニ對シテモ同様デア

ル、只最近各般ニ瓦爾利害對立ヲ緩和スル

營ニ移スコトニ付テハ十分考究スルトノ答

辯デアリマシタ、又國民生活ノ安定ニ重點

ヲ置クコトハ勿論デアル、併ナガラ產業ノ

繁榮ナクシテハ、國民生活ノ向上安定ハ期シ得ラレナイノデアルカラ、產業ノ進展ヲ

阻止スルヤウナ急激ナル手段ハ執リタクナ

イトノ答辯デアリマシタ、更ニ委員ヨリ第一、統制上消費者ノ公正ナル利益ヲ擁護スルニハ、利益配當制限ノ必要ヲ認メナイカ、改メ其機能ヲ十分ニ發揮セシムル意思ハナリ需給ノ調節ハスルガ、利益配當制限マデバ其時期、產業ノ種類ハ如何ナルモノデアルカ、此質問ニ對シ政府ハ、產業統制ニ依リ需給ノ調節ハスルガ、利益配當制限マデバセナイト答辯致シマシタ、又統制服員會ニ付テ簡易ニ經過ヲ申上ゲマス

改正案ハ國家ノ產業政策ノ根本ニモ觸ル、

本法ヲ依存産業者ノ立場ヲ考慮シテ善處スルトノ答辯デアリマシタ、尙ホ本法ハ外

地ニモ成ヘク早ク機會ヲ見テ施行スル考デアルガ、外地ハ御承知ノ通リニ特別ノ事情

多イカラ、其時期、產業種類ハ調査ノ上

スルトノ答辯デアリマシタ、其他色々ノ

ハセナイト答辯致シマシタ、又統制服員會ニ付テ簡易ニ經過ヲ申上ゲマス

改正案ハ國家ノ產業政策ノ根本ニモ觸ル、

本法ヲ依存産業者ノ立場ヲ考慮シテ善處スルトノ答辯デアリマシタ、尙ホ本法ハ外

地ニモ成ヘク早ク機會ヲ見テ施行スル考デアルガ、外地ハ御承知ノ通リニ特別ノ事情

自動車ニ賦課セラレル地方稅免除ノ考慮、
金融通ノ爲メ商法ニ例外規定ヲ設ケ、社
債發行ヲ爲シ得ルコト、許可制ニ依リ無用
ノ競争ヲ避クルコト、又場合ニ依リマシテ
ハ輸入ニ制限ヲ附スルコト致シマシテ、
以テ是デ對抗シ得ルト云フ答辯デアッタノ
デアリマス、第二ニ對シマシテハ、先づ官
廳用自動車ハ全部國產ヲ使用サセル、其他
道路ノ改良ヲ關係當局ニ善處方ヲ促ス考デ
アル、第三ニ對シマシテハ、先づ一箇年五
六千臺位生産ノ見込デアルト云フコトデア
リマス、第四、燃料使用ニ付キマシテハ、
電氣其他ニ付キ研究シツ、アルガ「ガソリ
ン」消費者擁護ノ爲メ、委員銓衡ニ十分將
來ハ注意スルト云フコトデアリマス、其他
有益ナル色々ノ質問應答ガアリマシタ、尙
ホ堀内委員ヨリノ希望條項トシテ

兩委員ヨリスル希望條項ガ申出ラレマシタ、
採決ノ結果、本案茲ニ希望條項ハ全會一致
ヲテ可決シマシタ、此段御報告ヲ致シマ
ス、何卒審議ノ上ニ本院ニ於テモ可決サレ
ンコトヲ希望致ス次第アリマス
○議長(富田幸次郎君) 先づ昭和六年法律
第四十號中改正法律案ヲ審議シ、次ニ自動
車製造事業法案ノ審議ニ入ルコト致シマ
ス、是ヨリ昭和六年法律第四十號中改正法
律案ノ審議ニ入リマス、本案ニ對シテハ片
山哲君外三名ヨリ、成規ニ依リ修正案ガ提
出セラレテ居リマス、討論ハ便宜上第二讀會
會ニ於テ修正案ノ趣旨辯明ヲ聽キタル上之
ヲ爲スコト致シマス、本案ノ第一讀會ヲ

生産高又へ販賣高ノ三分ノ二以上ヲ占ム
メ 同條中當該產業ノ公正ナル
ルモノノニ改ム
利益ヲ保護シヲ削ル
第三條 政府第一條ノ統制協定又へ前二
條ノ規定ニ該當スル者ノ生産若ヘ販賣
ノ數量、販賣價格若ハ之ニ影響ヲ及ボ
スペキ取引條件ガ商品ノ圓滑ナル供給
ヲ妨げ又ハ不當ニ價格ヲ騰貴セシメ若
ハ價格ノ低落ヲ阻止シ其ノ他當該產業
若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業又
關係中小事業者、一般消費者若ハ從業勞
ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害スト
勵者

國民生活ノ安定及國民經濟
認ムルトキハ、統制委員會ノ議ヲ經テ
濟ノ健全ナル發達ヲ目標トシテ
其ノ變更又へ取消其ノ他公益上必要ナ
ル事項ヲ命ズルコトヲ得

實際上ノ問題ヲ明白ニシテ行カナケレバナ
ラナイト云フノガ第一點デアリマス、又第
二點ハ、統制委員會ノ構成ヲ明記シテ行力
ナケレバナラナイト云フ點デアリマス、總
テ之ヲ勅令ニ委スト云フ書キ方デハイケナ
イカラ、消費者或へ從業勞働者等ヲ、其構
成委員ニ入レナクテハナラナイト云フコト
ヲ、法律ノ中ニ明記シナケレバナラナイト
云フ點デアリマス、此二點ニ付キマシテ説
明ヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス、委員長ノ
報告ノ中ニモ、政府ノ答辯ハ「トラスト」ノ
取締ヲ嚴重ニスル趣旨デアッテ、政府ノ言
テ居リマス個人ノ自由ヲ尊重シ、適當ノ國
家統制ヲ加ヘナケレバナラナイト云フ趣旨
ハ、國民生活安定ト、國民經濟ノ健全ナル
發達ノ爲ニ、統制ヲシナケレバナラナイト
云フコトヲ言ツテ居ルノダト言ヒマスガ、改
正案ニ於キマシテヘ、其趣旨甚ダ不徹底デ
アリマスカラ、修正案ニ於キマシテ、其政
府答辯ノ趣旨ヲ更ニ具體的ニシ、其徹底ヲ
圖リタイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、是
ガ私ノ強ク申上ガタイ點デアリマス、廣田

一 本法ニ於テ助成セントスル製造自動車ノ種類中ニハ電氣自動車、デーゼルエンジン自動車、木炭自動車及薪自動車等モ加ヘラレタキコト
植原委員ヨリノ希望條項トシテ
一 本法施行ニ當リテ助成指定ノ自動車製造業者ノ發達ヲ不當ニ促進セシメント圖リ強ヒテ經濟的不利ナル國產自動

マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ
シタ
○松永東君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カ
レンコトヲ望ミマス
○議長(富田幸次郎君) 松永君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○議長(富田幸次郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、
議案全部ヲ議題ト致シマス、此際修正案ノ
趣旨辯明ヲ許シマス——片山哲君

ル事項ヲ命ズルコトヲ得
第五條中「本法ニ定ムルモノノ外統制委員會
ニ關シ」ヲ「統制委員會ハ生産者、消費者及勞
働者ノ代表者ヲ以テ構成シ本法ニ定ムルモノ
ノ外ニ改ム

○片山哲君（片山哲君登壇）

一 本法ニ於テ助成セントスル自動車製造業者ノ指定基準ハ昭和十年八月九日ノ我ガ國自動車業ノ實狀ヲ基調トスルモノナレバ本法施行ニ當リ助成會社ノ保護ニ偏シ其ノ他ノ自動車業者ノ既得ノ權益ヲ侵害セザルヤウ最善ノ注意ヲ拂フコト

對スル修正案(片山哲外三名提出)
(小字及一八修正)

官報號外 昭和十一年五月二十日

衆議院議事速記録第十二號

號

昭和

六年法律第四十號由

改正法律案(重要産業ノ統制ニ關スル件)外

外一件 第二讀會 三

フコトニナリマスシ、又大企業ノ專横ト云
フコトニナツテ參レノデアリマス、大全業

會ノ構成ヲ明記シテ、生産者、消費者及ビ
從業労動者ノ代表ヲ委員會ニハシマシテ、

トガ、即チ私ノ第二條ノ改正ノ趣旨、デアリ
マス(拍手)

ルト云フコトヲ私ハ確信スル者デアリマス
(拍手)

専横「トラスト」ノ横暴、之ニ對シテ堪ヘルコトガ出來ナイノデアリマスカラ、之ヲ何トカ統制シケレバナラナイトイ云フコトガ、即チ本法改正ノ趣旨デアルト致シマスルナルバ、ドウシテモ此點ハ政府提出案ノ如キ改正文句デヘ、其效果ヲ發揮スルコトガ出來ナイト考ヘルノデアリマス、ソレデアリマス。

價格ノ統制ヲヤル以外ニ、分配機構ノ改革ニマデ之ヲ持シテ行キ、其片鱗ヲ現ヘサナケレバナラナイト私へ考ヘルノデアリマス、ソコデ政府提出改正案デハ、此重要産業統制ニ依ル國家ノ威力ヲ發揮致シマシテ、利潤ノ増大ニ掣肘ヲ加ヘル意思ヲ、國民ヘ十分ニ信ズルコトガ出来ナイト思ハレルコトガ一晩、第二晩ハ、文司長、文司ゴ、政

第三條ハ、是モ本案ガ上程サレマシタ時ニ、大臣ニ對スル質問トシテ述べタ點デアリマス、本條ハ今マデ殆ド發動サレナカッタノデアリマス、之ヲ有力ニ、活潑ニ發動セシムル爲ニハ、ドウシテモ發動條件ヲ明記シナケレバナラナイ、即チ斯ウ云フ場合ニハ發動シナケレバナラナイノデアルトカ、價格ヲ決メル場合ニ於キマシテモ、斯

更ニ又第五條ノ統制委員會ノ構成デアリ
マスガ、之ニ對シマシテヘ、政府ハ十分消費
者ノ代表ヲ入レルコトヲ考慮スルト言
ハレマスケレドモ、考慮スルナラバ國民生
活ガ安定シ、國民ガ本案ニ對シテ信賴ヲス
ル實ヲ擧ゲナケレバ、ナラナイト私ハ考ヘル
隨テ生産者ニ竝ンデ消費者、消費者ニ竝ン
デ從業労働者、此三者ガ相竝ンデ眞ニ產業
人、國民生活安定ノ方向ニ向ハシムル統制

ナルノアル者ノ自由トナリマス、力ヲ持テ居リマスル者ノ自由デアッテ、而シテ既設事業家ノ專横自由ト云フコトニ歸著致スノデアリマス、其結果ヘ何處ニ及ンデ居ルカト申シマスナラバ、消費者カ、然ラザレバ中小事業家ガ、其被害ヲ受ケルコトニナルノデアリマス、即チ賃格ハ段々吊上ガラレテ來

府ノ言^ハテ居リマス所ノ産業統制ノ實ヲ、十分ニ國民ハ信用スルコトガ出來ナイト思フノデアル、其意思ノ那邊ニアルヤ、胡麻化サレテ居ルト云フヤウナ感じラ懷クモノノデアリマスカラ、其意思ヲ極メテ明確ニシ、產業ノ眞ノ隆盛、國民生活ノ安定ヲ目標ト致シマシテ、產業統制ヲ爲サナケレバナラサヘ、云フローネ、即體内ニ文二、上二

ウ云 フヤウナ場合ニハ、ドウシテモ此價格
ハイケナインデアルトカ、或ハ又生産制限
ノ場合ニ於テモ、不當ナル制限デアルト云
フヤウナ、各種ノ條件ヲ明記致シマシテ、
活動ヲ活潑ナラシム事柄ヲ、第三條ノ中
ニ明記シテ行カナケレバナラナイト考へマ
スカラ、先づ第一ニ於キマシテハ、常ニ「ト
ラスト」ニ依ツテ壓迫サレ、被害ヲ多分ニ受

ハ、國民生活安定ノ方向ニ向ハシムル統制ヲ發揮シナケレバナラナイト思ヒマス、此産業ニ於ケル「トラスト」ノ強化ヲ防止スル、最モ必要ナルコトト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ趣旨カラ、僅ニ三箇條ノ改正デアリマスケレドモ、是ハ單ナル文句ノ改正デハナイ、單ナル法文ノ文字ノ改正デハナクシテ、實ハ「トラスト」取締ニ對スルハナクシテ、

ルノデアル、斯ル結果ヲ事實ノ上ニ來シテ居ルノデアリマス、此狀態ヲ考ヘテ見マスルノニ、ドウシテモ此力アル者ノ自由行動ヲ制限シナレバナラナイノダアリマス、

且ツ法文ノ上ニ現ハヅテ行カナケレバナラ
ナイト思ヒマスカラ、サウ云フ點カラ第二
條、第三條、第五條ノ修正ヲ致シタイノデ
アリマス

ケテ居リマス所ノ、中小企業ニ對スル擁護ヲ
保護ヲ第三條ノ中ニ書カナケレバナラナイ
ノデアル、一般消費者ハ勿論ノコト、之ニ
從事シテ居リマスル從業勞働者ガ勞働強化
ニ依ツテ、賃銀ノ引下ニ依ツテ、非常ナル生

ハナカシテ、實ハ「トラスト」取締ニ對スル
國家ノ意思ガ如何ニ現レルカ、如何ニ實行
力ヲ持ツノデアルカ、國民ニ對シテ如何ニ
眞面目ナル熱意ヲ現シテ居ルノデアルカ、
サウ云フ點ニ觸レテ參ルノデアリマス
又先程申シマシタ、今後ニ於ケル重要ナ

ト云フコトヲ考ヘル譯デアリマスカ
ラ、吾々ハ此點ニ著眼ヲ致シマシテ、同時
ニ又今日ノ産業ノ振興、所謂生産ノ增大ト
云フコトモ考ヘテ行カナケレバナラヌト思

ト云フコトヲ書イテ居ルノデアリマスケレ
ドモ、今マデノ「カルテル」助成「トラスト」
ヘノ進行ハ、斯ウ云フ文句ニ因ハレテ取締
ルコトガ出来ズ、當然ノ事柄ヲ當然トシテ
之ヲ認メ、更ニ強調サレルト云フ結果ニナッ

活ノ苦痛ヲ受ケテ居リマスル場合ニ於キマサシテモ、產業統制ノ感力ヲ發揮スル必要ガアリト云フコトヲ感ジマスカラ、是亦第三條ノ修正ヲ致シタイト云フコトヲ考ヘルヌデアリマス、而シテ目標ハ常に利潤ノ増大

又先程申シマシタ、今後ニ於ケル重要なル問題トナツテ居リマスル所ノ分配機構ノ改革ガ、其片鱗ヲ漸次法文ノ上ニ於テ現ヘシテ行カナケレバナラナイト云フ問題モアリマス、斯ル重要ナル觀點アリト云フコトヲ私ハ考ヘザルヲ得ナイノデアリマス（拍

ノデアリマス、併ナガラ産業ノ増大ハ利潤ノ増加ニ今日ハ陷ツテ居ルノデアリマス、利潤ノ増大ヲ制限スル——援助スルト云フ

之ヲ認メ、更ニ強調サレルト云フ結果ニナツ
タノデアリマスカラ、此文句ハ利用サレタ
傾ガアルノデアリマス、此言葉ガ非常ニ逆
用サレタ、是デ「トラスト」ニナツタト云フコ

デアリマス、而シテ目標ハ常に利潤ノ増大
デハナクシテ、國民生活ノ安定デアリ、國
民經濟ノ健全ナル發達デアルト云フコト
ヲ、常ニ強ク強調シテ行カナケレバナラナ

リマス、斯ル重要ナル觀點アリト云フコト
ヲ私ハ考ヘザルヲ得ナイノデアリマス（拍
手）以上ノ點ニ付テ修正案ヲ提出致シタノ
デアリマスガ、御承知ノ通り現行重要產業
統制法制定ヲ契機トシマシテ、資本家團體

制經濟ノ實ハ舉ラナイノデアリマス(拍手)
國家ガ產業ノ統制ヲヤラウト致シマスナラ
バ、既設事業ノ擁護デハナクシテ、分配機
構ノ改革ニマデ及バナケレバ、今日ノ重要
產業ノ統制ハ、斷ジテ效果ヲ現ハスコトガ
出來ナイト云フコトヲ私ハ信ズル者デアリ
マス、ソレデアリマスカラ、茲ニ統制委員

事柄ヲ此處ニ書ク必要ガナイト思ヒマス、却テ其反対ニ農民生活ノ安定、國民經濟ノ健全ナル進展ト云フコトヲ、此中ニ強ク書カナケレバナラナイト思ヒマス、斯ウ云フ趣旨カラ、當該產業ノ利益擁護ト云フ文句ヲ削ッテ、アベコベニ國民生活ノ安定、國民經濟ノ發展ト云フコトヲ強調スルト云フコ

正ヲ致シタイト考へルノデリマス、此點へモ今後ニ於ケル産業統制ノ上ニ重大ナル事柄デアッテ、政府若シ國民生活ノ安定ヲ強調スルナラバ、產業統制ハ利潤ノ増大ヲ擁護スルノデハナクシテ、即チ國民經濟、國民産業ノ進展ヲ考慮シテ居ルト云フナラバ、必ズ修正案ノ如キ文句ヲ茲ニ明記スル必要ガア

ハ共同工作ヨリ共同團體ニ進ンデ、色々ノ
產業團體聯合會ガ出來マシタ、此團體ガ價格ノ吊上、利潤ノ増大ヲ圖シテ居ル等ハ、皆様ノ御承知ノ通リデアリマスガ、其副産物ト致シマシテ、吾々ノ常ニ考ヘテ居リマス
ル點ハ、國民生活安定ノ問題ニ重要ナル關係
係ヲ持ツテ居リマス所ノ、社會立法ニ對シテ

常ニ反対ノ立場ヲ執ルト云フコトヲ
考ヘテ行カナケレバナラナイ(拍手)昨日上
程サレマシタ退職手當積立法ヲ巡ル所ノ資
本家團體ノ色々ナル策動等ヲ考ヘテ見マス
ルナラバ、其策動ノ根源タル團結行動ハ、
本法制定ニ依ヅテ其契機ヲ得タト云フコトヲ
ヲ考ヘテ見マスル時ニ、本法ノ副產物ハ色
色ノ意味ニ於テ資本家ニ利益スル所アッタ
ト云フコトヲ考ヘザルヲ得ナイノデアリマス
ス、此點ニ著眼致シマシテ、本法修正ハ洵
ニ重要ナル關係ヲ國民生活ニ持ツモノデアリ
マス、今後ニ於ケル我國ノ產業政策ガ、
如何ナル方向ニ進ンデ行クカト云フコトニ
付キマシテ、又重大ナル關係ヲ持ツモノデア
ルト思フノデアリマス、ドウカ其點ヲ十
分ニ御考慮願ヒタイノデアリマス、委員會
ニ於テハ、委員諸君ハ此修正ノ趣旨ニハシ
付キマシテ、又重大ナル關係ヲ持ツモノデア
ルト思フヌル所アリ、其意味ニ於テハ大イ
ニ考ヘ、且ツ賛成スベキ點ガ多々アルト云
フコトヲ申サレタノデアリマス、賛成サレ、
趣旨ヲ諒承サレルナラバ、更ニ一步ヲ進メ
テ、我國產業ノ健全ナル發達ト、國民生活
安定ノ爲ニ十分御考慮ヲ願フノデアリマス、
何卒此修正案ニ御賛成アランコトヲ切ニ願
ヒマシテ、私ノ説明ヲ終リタイノデアリマ
ス(拍手)

「トラスト」ノ弊害ヲ矯正シ得ルト稱シテ居リマスガ、或ハ空文ニ終リハシナイカト處レテ居ル故ニ政府ハ重要産業ノ統制ヲ圖ルト共ニ、中小工業者ノ利益ヲ擁護スル政策ヲ採ラネバナラヌ、今ヤ正ニ澎湃涛シテ起ラントスル中小工業者ノ不満ヲ抑へ、且ツ其利益ヲ擁護スルニヘ、資本家ノ横暴ヲ矯メルト共ニ「トラスト」ヲ取締ル強イ法律ヲ制定セナケレバナラヌ、例へバ亞米利加ニ於ケル「シャーマン・アンチ・トラスト・アクト」トカ、英吉利ノ「プロフキチアリング・アクト」ノ如キ法律ヲ制定スルコトヲ政府ニ要望致ス次第アリマス、既ニ委員會ニ於テ所見ヲ述べマシタガ簡単ニ理由ヲ説明ヲ申上ゲマス、本案ハ昭和六年ノ法律第四十號トシテ第五十九議會ヲ通過致シ、同年八月十一日カラ施行セラレ、本年八月十日ヲ以テ其効力ヲ失フノデアリマス、仍テ政府ハ之ニ改正ヲ加ヘ、有效期間ヲ五箇年間延長セントシテ、本案ヲ今議會ニ提出シタノデアリマス、本案ガ昭和六年初メテ議會ニ提出サレマシタ時ト、今日ノ我國ノ産業ノ情勢ヲ比較シテ見マスト、恰モ隔世ノ感ガアルノデアリマス、本案ハ御承知ノヤウニ、我國ノ主要產業二十四種ヲ指定シテ、其統制ヲ圖ッテ居リマス、即チ主要産業ノ生産制限、共同販賣、價格ノ協定等ニ依ツテ統制ヲ實行シテ居ルノデアリマス、斯クテ昭和六年本法制定以來ノ我國産業界ノ情勢ヲ觀察スルニ極メテ顯著ナル發展ヲ致シテ居リマス、當時淪致シマシタ、加ブルニ無規律無統制ニシテ其結果濫賣ガ行ハレ、隨テ、産業界ハ非常ナ不安ヲ呈スルニ至リマシタ、翻ツテ昭和六年本法制定以來ノ成績ヲ見ルニ、我國產業界ハ顯著ナル發達ヲ致シマシタ、故ニ最

早今日ニ於テヘ、此法律ハ當初ノ目的ヲ達シタルガ故ニ其重要性ヲ失タノデアリマス、本法ハ昭和六年八月十日ヲ以テ施行致サレマシタ、而シテ昭和六年九月ニハ滿洲事變ガ勃發致シ、我國ノ軍需工業ハ全盛時代トナリ、我國重工業ハ非常ナル躍進ヲ見ルニ至リマシタ、下ヅテ金解禁ニ伴ヒ、圓價爲替ノ暴落ヲ來シ、其結果我國ノ製品ガ、世界ノ市場ニ勇躍シテ參リ、我國產業ハ多大ナル發展ヲ見ルニ至リマシタ、其結果製品ノ價格ハ益々暴騰ヲ來シ、一般消費者ハ此統制法ノ結果トシテ寧ロ高價ナル製品ヲ買ヘネバナラヌ様ニナリマシタ、而シテ資本家ハ利潤ノ増大ニ歡喜シ、國民ハ資本主義ノ重壓ヲ感ズルニ至リマシタ、即チ本法ノ制定ニ依ヅテ、資本ノ合同、生産ノ制限、販賣ノ協定等統制法ノ效果ニ因リ我國重要產業ハ益々發展シテ、強力ナル「カルテル」及ビ「トラスト」ガ出現スルニ至リマシタ、是ヲ要スルニ今日ニ於テハ本法律ハ、制定當初ノ目的ヲ達成シテ產業界ノ安定ヲ齎スニ至リマシタ、然ルニ一方ニ於テハ資本主義ノ弊害トモ稱スベキ「トラスト」ノ横暴時代ヲ招來致シマシタ、歐米各國ニ於テハ多年此弊害ニ苦シシングダ經驗ヲ有シテ居リマス、本法ニ依ヅテ「トラスト」ハ強化サレマシタガ、未ダ之ヲ矯正スベキ法律ガ制定セラレテ居ラナイ、依ツテ今後ハ此「トラスト」取締法律ヲ制定スベキコトヲ痛感スル、故ニ本員ハ片山君ノ本案ニ對スル修正ニ贊成スル次第デアリマス、併シナガラ我國產業界ノ趨勢ヲ通觀スレバ、修正案ト雖モ生温イト謂ツテ府ハ今回ノ修正ニ依ヅテ、弊害ヲ除去シ得ルト主張シテ居ル、即チ第二條ノ二、三、四、及ビ第三條四條等ノ改正ニ依ヅテ、大資本企業家ノ横暴ヲ阻止シ得ルト稱シテ居ル、即

チ第三條中ニハ、統制委員會ノ議ヲ經テ「當該產業ニ對シテ公益上必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得」トノ條文ガアリマス、此統制委員ノ數ハ十七名ニシテ、政府ガ是等ノ委員ヲ任命スルノデアリマス、是等ノ委員ハ皆學識經驗アル人々デアッテ、國民ノ信賴ヲ得ル人々ニ相違ナインデアル、然ルニ其十七名ノ委員中ニヘ、消費者側ノ代表ハ一人モ入ツテ居ラナイ、而シテ十七名ノ委員ガ如何ニ學識經驗アル有力者デアラウトモ、政府當局ガ確乎不拔ノ信念ヲ持ツテ居ラナイナラバ、委員會ガ發動スルコトハ不可能デアル、一例ヲ以テセバ政府ハ公益事業ヲ統制シ、且ツ監督セムトシテ、瓦斯事業法、電氣事業法等ヲ制定シテ居ル、而シテ瓦斯事業法ニセヨ、電氣事業法案ニセヨ結局資本家擁護デアツテ、更ニ一般國民及ビ消費者ヲ擁護シテ居ラナイ、其一例ヲ申スナラバ、此重要産業統制法ハ昭和六年ニ依商大臣ノ時代ニ議會ヲ通過シテ居ル、然ルニ其當時東京市民ハ瓦斯料金ノ値下ヲ要求シタ、而シテ東京市ハ東京瓦斯株式會社トノ間ニ報償契約ヲ締結シテ居タ、所ガ東京瓦斯會社ハ東京市ノ要求ニ應ジナカツタノデ、遂ニ商工大臣ノ裁定ヲ仰イダノデアリマス、然ルニ商工大臣ハ寧ロ之ヲ有耶無耶ニ葬ツテシマッタ、商工省ハ東京市民ノ熱烈ナル要望ヲ聽カナカツタ、斯様ナ過去ノ経験ニ鑑ミマシテモ、政府當局者ガ眞ニ「トラスト」ニ取締ノ法律ヲ施行スルト云フ、斷乎タル信念ガナルカヲ知ルコトガ出來マス(拍手)故ニ此十七名ノ委員ガ如何ニ有力ナル人士デアッテモ、政府當局者ガ眞ニ「トラスト」ニ取締ノ法律ヲ施行後五箇年間ニ、統制法下ニ於ケル我國產業ノ状態ハ如何デアルカ、重要な産業ハ益々膨脹發展シテ居ル、之ニ反シテ中小

工業者ハ裏積シ、消費者ハ益々高價ノ製品ヲ買ハナケレバナラナイ、農民ハ塗炭ニ苦シ、ガ爲ニ、容易ニ發達スルコトガ出來ナイ状態デアル、而シテ國民生活ト最モ密接ナル關係ヲ持テ居ル麥酒、製糖、洋紙業、或ハ統制法下ニ「トラスト」ヲ結成シテ國民生活ノ發達ヲ阻礙シテ居ル、此法案ガ「トラスト」ノ出現ヲ助長シテ居ル、一例ヲ申上ダマセウ、ソレハ即チ既ニ過日ノ本會議ニ於テ片山君カラ言ハレタ王子製紙會社ノ例デアル、昭和十年ニ我國ニ於テハ十六億封度ノ洋紙ヲ製產シ居ルガ、而モ全額ノ八割五分ヲ王子製紙會社ガ製造シテ居ル、而シテ我國製紙業ノ全資本ノ八割ヲ同社ガ占メテ居ルコトハ驚ケキ事實デアル、政府ハ此重要產業統制法ニ依ツテ、斯様ニ厖大ナル「トラスト」結成ヲ助長シテ居ル、從ツテ國民ハ高價ナル紙ヲ使用セネバナラナイ、斯様ニシテ農村ノ子弟ハ高イ教科書ヲ買ハネバナラヌ、一般國民ハ高イ新聞紙ヲ讀マナケレバナラナイ、斯ノ如ク獨占的產業ノ横暴ニ依リ紙價ノ昂騰ヲ來スコトヘ、我國文化ノ進展ヲ害スルコト夥シイ、「トラスト」ノ横暴モ是ヨリ甚シイモノハナイ、昭和六年本法制定以來、昭和十年春ニ至ル王子製紙會社ハ二割五分ノ値段ノ昂騰ヲ爲サシメ、輿論ノ反對ヲ受ケタノデアル、然ルニモ拘ラズ、政府ハ同會社ニ對シ何等ノ警告ヲモ益擁護ヲ主張スルノデアル、而シテ更ニ進ンデ此際政府ハ獨占事業ノ横暴ヲ阻止シ、「トラスト」ヲ取締ルヤウナ法律ヲ制定サレタイ、我國現時ノ狀況ヲ見ルニ悉ク歐米ノ模倣ヲ爲シ我國各般ノ生活ニ於テモ然リデアツテ、而モ資本主義ノ發達ニ於テ、最モ甚シイノデアリマス、而シテ歐米各國ニ於テハ「トラス

トノ專横ニ付テ苦シングダ故ニ此ニ對抗スベキ
幾多ノ法律ヲ制定シテ居ル、故ニ我國ニ於ハ
之ヲ他山ノ石トシテ、歐米ノ法案ヲ研究應
用スベキデアル、加奈陀ニ於テハ千九百十
年ニ「コンバインス・インヴェスティゲーシ
ヨン・アクト」ナル法律ヲ制定シテ、千九百
二十三年六月十三日之ヲ修正シテ居ル、北
米合衆國ニ於テハ千八百九十年ニ「シヤー¹
マン・アンチ・トラスト・アクト」ト云フ法案
ガ通過シテ居リ、千九百十二年ニ之ヲ改訂
スル爲ニ「クレーントン・アクト」ヲ制定シテ
居ル、更ニ千九百十八年ニ「ウエッブ・ボメ
レーン・アクト」ヲ制定シテ居リマス、英國
ニ於テハ千九百十八年ニ「トラスト」委員會
ヲ設置シ、千九百十九年ニハ「プロフキテイ
アリング・アクト」即チ暴利取締法案ヲ制定
シテ居ル、之ニ依ツテ「トラスト」ノ橫暴、獨
占事業ノ弊害ノ矯正ニ努メテ居ル、故ニ現
行統制法ハ、獨リ資本家依存産業ノミヲ擁
護シ、將ニ勃興セムトスル産業ノ發達ヲ阻
止シ、中小工業者ノ發展ヲ害シテ居ル、故ニ現
ニ本員ガ政府ニ要望スルコトハ、我國産業
ノ發展ノ爲メニ重要産業ノ統制フ圖ルト同
時ニ、重要産業統制ニ依ツテ來レル弊害除
去ニ努メ、且ツ横暴ヲ極メントスル我國「ト
ラスト」矯正ノ爲ニ努力セラレンコトヲ希
望シテ已マナニ、其ノ手段トシテハ、先ヅ
以テ「シヤーマン・アンチ・トラスト・アクト
ト」ノ如キ法律ヲ制定シテ、獨占的「トラス
ト」ノ横暴ヲ矯メ、以テ我國産業ノ健全ナ
ル進展ヲ圖ルト共ニ、中小工業者ヲ擁護シ
且ツ一般消費者ノ利益増通ニ努メラレンコ
トヲ要望スル次第アリマス
○議長(富田幸次郎君) 是ヨリ採決ニ入り
マス、先づ本案ニ對スル片山哲君外三名提
出ノ修正案ニ付キマシテ採決致シマス、片
山君外三名提出ノ修正案ニ賛成ノ諸君ノ起
立ヲ求メマス

○議長（富田幸次郎君）起立少數、仍テ修正案へ否決セラレマシタ、本案ノ委員長報告ハ可決デアリマス、本案ニ付キ採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求ヌマス
（賛成者起立）

○議長（富田幸次郎君）起立多數（拍手）本案ハ原案ノ通り決シマシタ、是ニテ本案ノ第二讀會ハ終了致シマシタ

○松永東君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長（富田幸次郎君） 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（富田幸次郎君） 御異議ナシト認ヌマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

昭和六年法律第四十號中改正法律案（重要產業ノ統制ニ關スル件）第三讀會

○議長（富田幸次郎君） 別ニ御發議モアリマセヌ、本案ハ第二讀會議決ノ通り可決確定致シマシタ（拍手）次ニ自動車製造事業法案ノ審議ニ入リマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（富田幸次郎君） 御異議ナシト認ヌマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○松永東君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレんコトヲ望ミマス

○議長（富田幸次郎君） 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○議長（富田幸次郎君） 御異議ナシト認ヌマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議

○議長(富田幸次郎君) 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告
通り可決確定致シマシタ(拍手)日程第一、
農村負債整理組合法中改正法律案ノ第一讀
會ヲ開キマス、田邊農林政務次官ノ登壇ヲ
望ミマス

第一 農村負債整理組合法中改正法律
案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
農村負債整理組合法中改正法律案
農村負債整理組合法中左ノ通改正ス
第八條第二項及第十六條中「三年間」ヲ
「六年間」ニ改ム

第二十七條中「五年間」ヲ「七年間」ニ、「二
十年」ヲ「二十二年」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(政府委員田邊七六君登壇)

○政府委員(田邊七六君) 只今議題トナリ
マシタ農村負債整理組合法中改正法律案ノ
提出ノ理由ヲ説明致シマス、農村負債整理
組合法ハ、農山漁村ニ於ケル負債ヲ整理ス
ルガ爲ニ、昭和八年ニ制定セラレタモノニア
リマス、政府ハ其施行以來法律ノ趣旨ノ
徹底ヲ圖リ、農山漁村民ヲシテ本制度ニ依
リ、其負債ヲ整理セシムルコトニ努力シ、
次第ニ其成績ガ擧ゲテ來タノアリマス、然
ルニ負債整理組合ノ設立申請期間ヘ、現行法
ニ依リマスト、本年七月末日ヲ以テ終了
スルコトトナツテ居リマスガ、今日ノ農山漁
村ノ實情ニ於テハ、尙ホ整理スペキ多額ノ
負債額ガ存在スル状態ニアリマシテ、今後相
當ノ期間ニ亘ツテ負債整理組合ヲ設立セシ
ム、以テ負債整理ノ促進ヲ圖ルコトガ、農
山漁村ノ經濟更生上極メテ緊要ト認ムルモ
ノデアリマス、仍テ農村負債整理組合法ニ

依ル負債整理組合ノ設立申請期間ヲ三箇年延長シ、之ニ伴ヒ資金融通期間及ビ資金融通ノ期限ヲ、ソレドヽ二箇年延長スルコト致シタノデアリマス、以上ハ本案提出理由ノ要旨デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ御願シマス（拍手）

○議長（富田幸次郎君） 質疑ノ通告ガアリマス、順次ヲ許可致シマス——西川貞一君（議長退席、副議長著席）

（西川貞一君登壇）

○西川貞一君 本案ハ農漁山村ノ經濟更生ニ極メテ重大ナ關係ヲ有スルモノデアリマス、而シテ現内閣ハ經濟更生ニハ相當深イ關心ヲ有セラレ、曩ニ本院ヲ通過シマシタ追加豫算中ニモ、緊急ヲ要スル施設トシテ、相當多額ノ特別助成金ヲ計上セラレテ居ルノデアリマス、此施設タルヤ、現内閣ガ農漁山村經濟更生運動ノ重大性ニ鑑ミ、過去四箇年間ノ實蹟ヲ檢討シ、更ニ指導精神ヲ刷新シテ、我國農漁山村政策上劃期的ノ施設ヲ行ハントスルモノデアルト思フノデアリマス、而シテ負債ノ整理タルヤ、農漁山村經濟更生ニ不可缺ノモノデアリマスカラ、茲ニ特別助成金ノ豫算ニ竝行シテ、負債整理組合法ノ根本改正ヲ試ミ、今議會ニ提案サレルコトヲ期待シテ居リマシタルニ、御提案ノ内容ヲ見マスルニ、唯本年七月ヲ以テ有效期間ガ満期トナルノヲ更ニ三年間延長サレルニ止マリ、内容ニハ全然觸レテ居ラレナイ、是レ私ノ甚ダ不可解トスル所デアリマス、私ハ過去數年間、自ラ農漁山村經濟更生ノ指導ニ當テ居ル者デゴザイマスガ、其體驗カラ申シマスルニ、實ニ負債整理ハ經濟更生ノ始メデアリ、且ツ終リデアルト信ズルノデアリマス、即チ農漁山村ガ如何ニ努力致シマンシテモ、先づ高利舊債ノ重壓ヲ除イテヤラナイト、ドウシテモ起上ガルコトガ出來マセヌ、而モ此負債

整理組合法ノ運營宜シキヲ得テ、組合ヲ作リマスル時ニハ、單ナル負債整理ニ止マラズ、先づ精神的ニ一家一族ガ一體トナリ、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ御願シマス（拍手）

ガアルノデアリマス、是ハ債權者ノ方ニ苦情ノ如キ整理ノ仕方ト云フモノヘ、子孫ニ禍ヲ貽スコトデアルカラ、警戒スペキコトデアリマス、是ハ法文ノ末節ノ問題デハナク、其根本的指導精神、否、日本國民ノ實際生活ヲ指導スル重大ナル思想問題デアリ、道義ノ問題デアリマスルカラ、此點ニ對スル當局ノ所信ヲ御伺シタイノデアリマスル

特ニ私ハ本法ノ執行以來暴露サレマシタル所ノ、我が國民ノ道義ノ頽廢ト云フコトニ付テ、當局ノ所見ヲ承リタインデアリマス、此法律ヲ實施致シマシテ、負債整理組合ヲ作シテ、當局ニ低利資金ヲ申請シマシテモ、中々貸シテハ金レナイ、一年モ一年半モ掛ラナクテハ金ガ來ナインデアリマス、何ガ故ニ左様ニ金ガ遲レルノデアルカ、本年ノ一月ニ農村更生協會ガ座談會ヲ開催シマシタ席上ニ於テ、大藏當局ノ言明ニ依リマスルト、此負債整理組合ト云フモノノ中ニ、非常ニインチキガ多イト云フノデアリマス、詰リ政府ノ低利資金ヲ借込ンデ、ソレヲ負債整理ノ目的デナイト他ノ方面ニ運用シテ利益ヲ貪ル爲ニ、虛偽ノ申請ヲシテカラ、低利資金ヲ胡麻化シテ取ッテ居ルト云フガ如キ事例ガ非常ニ多イト云フノデアリマス、東京預金部支部長ノ根津氏ノ其席上ニ發表サレタ所ニ依リマスルト、左様ナ事件ヲ探ツテ見ルト、次カラ次ヘト出テ來テ、百數十件ニ自分ノ管内ダケデ及シデ居ル、其中ノ例ヲ此處デ一々讀上げマスルト、非常ニ面白イ例ガアルノデアリマスルケレドモ、是ハ時間ノ關係上申上ゲルコトヲ遠慮致シマスルガ、併シ斯ノ如ク國民ノ道義ガ頽廢シテ居リマシテハ、如何ナル救濟政策ヲ講ジマシテモ、效果ガ舉ルモノデハナイモデアリマス、ソレハ燒石ニ水ヲ掛ケルヤウナコトニナシテ來ルノデアリマス、ドウシ

マシテモ救濟政策ヲ行ウテ行キマスル爲ニ
ハ、國民ノ道義ヲ確立シテ行カナカッタナラ
バ、實際ニ其政策ノ效果ヲ確保スルコトガ
出來ナイ、現内閣へ道義立國ト云フコトヲ
高調サレテ居リマスルガ、是ハ現下ノ日本
ニ於テ極メテ重大ナ問題デアルト思フノデ
アリマス、而モ今日ノ如ク國民ノ道義ノ頽
廢ヲ見マシタノハ、其來タル所以ガアルノ
デアリマシテ、其所以ヲ突クコトコソ、吾
吾ヘ極メテ重大ナ事柄ト思ウテ居リマスル
ケレドモ、此問題ハ此席上ニ於キマシテハ
時間ノ關係モアリマスルノデ、私へ差控ヘ
テ置キマスガ、此救濟政策ニ必然伴フベキ
國民ノ道義ノ問題ニ付テ、當局へ何ト考ヘ
ラレテ居ラレマスルカ、此點ダケヘ所信ヲ
伺ジテ置キタインデアリマスル

最後ニ私ハ現内閣ノ全般ノ問題ト致シマ
シテ、過般中外ニ聲明サレタ政綱ノ中ニ
陛下ノ赤子ヲシテ悉ク其堵ニ安ンゼシムル
コトヲ要スト宣言サレテ居ラレルノデアリ
マスル、是ハ洵ニ重大ナル宣言デアリマシ
テ、私へ此一言ニ依テ廣田内閣ニ期待シ、
ソレヲ實行サル、ニ於テハ、私ハ廣田内閣
ヲ絶對的ニ支持シナケレバナラヌト思タ
ノデアリマス、然ルニ過日來本院ニ於ケル
先輩各位ノ御質問ニ對スル首相ノ御答辯ニ
依ツテ察スルニ、ドウモ聲明ニハ洵ニ嚴
メシイ重大ナ文字ヲ使用サレテ居ルガ、
具體的ノ方策ハ何モノモナイ、何モノモナ
イト云フコトヲ首相自ラガヘッキリト、此壇
上デ言ハレタヤウデアリマス、洵ニ此内閣ハ
聲明満點デアツテ、實行「ゼロ」デアルト言ハ
ザルヲ得ナイノデアリマスル、然ルニ是ヘ
具體的方策ハナイデアリマス、洵ニ具體的
方策ハアルノデアル、即チ普ク國民ヲシテ
其家業家産ヲ失フノ憂ナカラシムルコトデ
アリマス、俸給生活者、勞銀生活者ニ對ス
ル失業ノ防止、其退職後ニ於ケル生活ノ保
障ト、農漁村山民、中小商工業者ニ對シテ

ハ、負債ノ重壓ヲ除キ、破産ノ心配ヲナクシテヤルコトガ、陛下ノ赤子ヲシテ其堵ニ安ンゼシメルノ具體の方策デアリマス、今日農民ガ村ヲ離レテ都會ニ集中スルノ傾向ガ、農村疲弊ノ原因デアルトテ大ニ憂ヘラレテ居リマスルガ、寧ロソレハ疲弊ノ原因デハナクシテ、其結果デアリマス、多クノ農民ハ懷シイ郷土ヲ好ンデ離レルノデハナイ、彼達ハ借金ニ追ハレテ出テ行クノデアリマス、何等生活ノ當途ノナイ、唯饑餓ノミガ待ツ都會ニ農民ガ無謀ニモ出テ來ルノヘ、借金ニ追ハレテ農村ニ居ルコトが出来ナイカラデアリマス、吾々ノ地方デハ非常ニ熱心ニ經濟更正ヲヤツタノデアリマスガ、過去四年間ノ實行成績ノ跡ヲ點檢シテ見マスト、多クノ町村ニ於テ一戸當リ百五十圓位ノ年收入ヲ増加シ、支出ハ四十五圓ヲ減ジ、町内千戸ヲ平均シタ數字ヲ出しシテ見マスト、大體墨字ニナツテ來タノデアリマス、然ルニ其内容ヲ點檢シテ見マスルト、初カラ負債ノナイ、寧ロ貸金ノアル者ハ非常ニ好クナリ、益、資産ヲ増大シタノデアリマスルガ、借金ノ多イ者ハ其利子ニ追ハレ、効イテモ効イテモヤバリ赤字デアル、吾々ハ有ユル方法手段ヲ盡シテ彼達ヲ發奮シシメ、努力セシメテ、正ニ人爲ノ最善ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、而シテ今ハ其中ニハ何トカナルデアラウト、一縷ノ希望ヲ以テヤツテ居ルノデアリマスルガ、ドウシテモヤレナイ、幾フ効イテモ、幾ラ節約シテモ、高利貸ノ懷ロヲ肥ス外何モノモナイト彼等ガ絶望シタ時ニ、如何ニ恐ルベキ結果ガ現レルカ、實ニ焦慮セザルヲ得ナイノデアリマス、之ヲ救フノ途ハ前ニ申シマシタル如ク、本法ヲ根本的ニ改正シテ、高利債ノ重壓ヲ除去スル外ニハナイ、廣田首相ハ其政綱ノ中権トモ申スベキ、萬民保生ノ具體策トシテノ本法ノ重大性ヲ認識サレテ、内閣ノ主力ヲ注イデ本問題ノ解決ニ當ラル

○國務大臣（島田俊雄君）　只今西川君ノ御述べニナリマシタ事柄ニ付テ御答申上ゲマス、西川君ノ質問中ニ述べラレマシタ農村ノ事情、農村疲弊ノ事情、是等ニ付テハ大體御述ニナリマシタヤウナ事情デアルト云フコトニ、吾々モ承知致シテ居リマス、即チ此負債整理組合法ノ制定ハ、全ク其趣意カラ來タクノデアリマシテ、其規模ハ御承知ノ如ク甚ダ小デアリマス、併ナガラ之ヲ實施致シマシタ成績ニ見マスルト、只今御指摘ニナリマシタヤウナ事情モアリマス、即チ色々手續が困難デアルトカ、或ハ出來タ組合ニ色々ノ弊害ガアルト云フヤウナコトモ、絶對ニナイト云フコトハ申上ゲ兼ネルヤウナ事情デアルト考ヘマスルケレドモ、大體本法ヲ實施シマシタ三年間ノ成績ニ徵シテ見マスルト、其初ニ於テハ法ニ對スル習熟ノ程度ガ徹底ヲ致シマセニ爲ニ、甚ダ其組合ノ成立等ハ遲々デアリマシタケレドモ、最近ノ成績ニ之ヲ見マスルト云フト、頗ル良好デアリマシテ、組合ノ出來タ地方ニ於キマシテハ、是ガ農村更生ノ原動力ニナッテ居ルト認ムベキヤウナ事情ニ進ンデ來テ居ルノデアリマス、固ヨリ農村ノ振興救濟ト云フコトニ付テハ、各種ノ點ヨリ觀ナケレバナラヌノデアリマスガ、就中農村ノ負債、農民自身ノ負債ト云フ事柄ニ付テ、深ク考ヘナケレバナラスト云フコトガ、只今ノ我國ノ農村ノ實情ニ於テ、最モ重大視シナケレバナラヌ所デアルト思フノデアリマシテ、左様ナ考カラ致シマシテ、本法ニ對シテ其規模及比其方法等ニ付キマシテハ、三年間実施ノ成績ニ鑑ミマシテ、相當改正ヲ要スル點ガアルト考ヘテ居ルノデアリマス、併ナガラ此改正ハ如何ナル點ニ、如何ナル程度ニスルカト云フコトニ付キマシテハ、尙

ホ自分共新任ノ者ト致シマシテハ、検討ヲ加ヘ、徹底底ヲ加ヘルベク研究ヲスルノ必要ガアルト考ヘマシタノデ、取敢ズ茲ニハ本法ノ実施ノ期間ヲ延長スルノ點ニ付テダケノ御協賛ヲ仰グ次第アリマシテ、來ル七月ニハ本法ノ期限ガ切レルノデアリマスカラシテ、取敢ズ之ヲ三年間延長スルノ點ニ付キマシテ、改正ヲ致シマシテ、法ノ内容ニ付キマシテハ、更ニ十分ノ検討ヲ加ヘ、即チ只今西川君ノ御述ベニナリマシタヤウナ點ニ付キマシテハ、十分参考致シマシテ、法ノ改正ヲ加ヘマシテ、サウシテ次ノ議會ニ於テ、之ニ對シテ御協賛ヲ仰グヤウニ致シタイト云フノデ、其研究準備ヲ致シテ居ルヤウナ次第アリマス、何卒左様ニ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)

(政府委員中島彌團次君登壇)

○政府委員(中島彌團次君) 西川君ノ御質問ニ對シマシテ御答申上ガマス、西川君ハ

負債整理資金ガ四分五厘デアッテ、零細ナ郵便貯金、即チ三分ノモノヲ預ッテ居ッテ、五

〇%ノ利鞘ヲ取ルト云フコトハ不都合デア

ル、之ヲ三分若クハ三分二厘ニ下ゲタラドウカト云フ所ノ御質問デアリマシタガ、實

ハ本年一月四分五厘ノ利子ヲ三分七厘

ニ下ゲテ、現ニ實行シツ、アルノデアリマス、八厘方下ッテ居ルノデアリマスカラ、之

ヲ三分二厘若クハ三分ニ下ゲルト云フコトハ、非常ニ困難デアリマス、何故カト申シ

マスルナラバ、郵便貯金ハ三分デ預ッテ居

リマスルガ、其「コスト」即チ事務費ヲ入レ

マシタナレバ、大體三分三厘ニ當リマスル

ノデ、之ヲ三分二厘若クハ三分三厘ニ下ゲ

ルト云フコトハ、政府ニ於テ損失ヲ蒙ルト

云フコトニナリマス、儲ケル意思ハ固ヨリ

アリマセヌガ、損失シナイヤウニスルト云

フコトノ必要ガアルノデアリマシテ、同時

ニ又一方ニ致シマシテハ積立金ヲモ行ッテ

居リマスノデ、大體三分七厘ガ適當デアル

○副議長(岡田忠彦君) 政府カラ答辯ハ

ト考ヘマス、殊ニ負債整理ノ爲ニ使ッテ居リマシタ其元ノ借錢ハ、ドレダケノ利子デケノ御協賛ヲ仰グ次第アリマシテ、來ル七月ニハ本法ノ期限ガ切レルノデアリマスカラシテ、取敢ズ之ヲ三年間延長スルノ點ニ付キマシテ、改正ヲ致シマシテ、法ノ内容ニ付キマシテハ、更ニ十分ノ検討ヲ加ヘ、即チ只今西川君ノ御述ベニナリマシタヤウナ點ニ付

キマシテハ、十分参考致シマシテ、法ノ改

正ヲ加ヘマシテ、サウシテ次ノ議會ニ於テ、

之ニ對シテ御協賛ヲ仰グヤウニ致シタイト

云フノデ、其研究準備ヲ致シテ居ルヤウナ

次第アリマス、何卒左様ニ御諒承ヲ願ヒ

タイト思ヒマス(拍手)

(政府委員中島彌團次君登壇)

○西川貞一君 只今ノ農林大臣ノ御答辯ニ

對シマシテハ、農林大臣ガ在野當時カラ、

此問題ニ付テ熱心ニ御主張ニナツタコトデ

アリマシテ、又新任迄々アリマスルノデ、

辯へナインヂスカ

○副議長(岡田忠彦君) アリマセヌ

(西川貞一君登壇)

○西川貞一君 只今ノ農林大臣ノ御答辯ニ

對シマシテハ、農林大臣ガ在野當時カラ、

此問題ニ付テ熱心ニ御主張ニナツタコトデ

アリマシテ、又新任迄々アリマスルノデ、

辯へナインヂスカ

吾々整理者、整理シテ貰フ側ニアル者ト致

シマシテハ、成績ヲ少シモ擧ゲテ居ラヌノ

デアリマス、其成績ヲ擧ゲテ居ラヌト云フ

コトハ、農林大臣モ多少研究サレテ居リマ

シタシ、只今西川議員カラモ申シテ居ラレ

マシタガ、私達ハ西川議員ト多少其見方ヲ

異ニシテ居ルノデアリマス、其點ハ大體吾

々整理者、整理シテ貰フ側ニアル者ト致

シマシテハ、成績ヲ少シモ擧ゲテ居ラヌノ

デアリマス、其成績ヲ擧ゲテ居ラヌト云フ

コトハ、農林大臣モ多少研究サレテ居リマ

アリマス、又金錢債務調停法ノ其骨子トスベキ、其債務關係ノ相手方デアル大キナ法無論其結果ハ恩借關係——隣ノ親父サンニ、ナンボスウ云フ時ニ恩ニナツデ借リタト云フヤウナ金ヲ、ヤハリマケサセル程度ニ終ツテ居ツテ、何等ノ用ヲ爲サナイノデアリマス、此四ツノ點カラ來ル、此法律ノ殆ド役ニ立タナイト云フ點ニ對シマシテハ、私ハ此際寧ロ年限ヲ延長スルダケデナク、當局ノ抱イテ居リマスル來議會ニ提出サレヨウト云フ改正ノ四點ニ、斯様ナ部分ヲ十分ニ御検討願ヒタトイ思フノデアリマスガ、當局ハ左様ナ點ニモ考ガ及ンデ居ルカドウカト云フ點ヲ、先ヅ第一ニ伺ヒタイノデアリマスソレカラ直接此設立及ビ金融關係ニ對スル指導者ト云フモノガ、此組合ニ入ルヤウナ財力ノ乏シイ者デハ、手間暇掛ケテヤツテ居ル暇ハアリマセヌ、町村指導者モ今申リモ、寧ロ其部落ヲ單位ニシテ組織サレテ上ゲマシタヤウニ、此法ノ適用ニ依ッテ損失ヲ惧レテ居リマスカラ中々ヤリマセヌ、ドウシテモ是ハ縣ニ一人ヤ二人置クト云フヨリモ、寧ロ其部落ヲ單位ニシテ組織サレテ居ル組織デアリマスカラ、ソレニハ當然此方面ニ明ルイ方面委員的ナ委員ヲ特別ニ設置シテ、本當ニ農村ノ農家ノ更生ノ爲ニ努力サレル制度ヲ之ニ加ヘテ來ナケレバ、實蹟ヲ擧ゲルコトハ難カシイト思フノデアリマス、昔ハ二宮尊徳ナリ、或ハ金原明善ト云フヤウナ、相當農村更生ノ爲ニ努力サレタノデアリマスガ、今ノヤウニ本當ニ下カラノ、負債者側カラ盛上ツテ行ク要求デモナ殆ド獻身的ニ努力シタ結果、一郷ノ幸福モ、イシ、又政府當局モ之ニ對シテ本腰デナク、或ハ一國ノ經濟政策ヲモ更生サセル力ガアツ唯斯ウシテヤルカラ助カルノダラウ程度ノ法律ダケヲ作ツテ、其面倒ヲ見テヤラスト云フコトニナリマスルト、丁度腹ノ減ツタ馬

ノ前ニ美味シイ飼料ヲ興ヘテ、既ニマセラ
カシテ、殆ドロノ届カヌヤウナ状態ニシテ居
ルノデアリマス、此點ハ天井カラ目薬ヲ差
スト云フコトガアリマスケレドモ、此法律
ノ出来ル政府ノ聲明當時ノ一億圓デアルト
カ、或ヘドノ位ノ補償ヲスルト云々タヤウナ
コトガ、殆ドドノ程度マデ實蹟ヲ擧ゲテ居
ルカト云フコトヲ御伺スル、是デニ二階カラ
自薬ドコロデヘナイ、二階カラ自薬ノ器
械ダケヲ見セテ、自薬ヲ差シテ吳レナイトイ
云フ結果ニナツテ居ルト思フノデアリマス
ガ、當局ハ十分ニ所期ノ目的ヲ達シテ居ラ
レルカドウカト云フコトニ付テノ御考ヲ伺
ヒタインデアリマス、併セマシテ町村ノ負
債ト云フモノヲ、此際思切ツテ免除シテシマ
フ、國庫ノ補償額ヲ増額シテ、町村ニハ殆
ド迷惑ヲ掛ケヌト云フ所マデ踏込ンデ貴シ
タイト思フノデアリマスガ、其點ニ對スヘル
當局ノ御意見ヲ伺ヒタイト思フノデアリマ
ス

スヤウニシテ貰ヒタイト云フ希望ガ、人民ノ間ニ勃然トシテアルノデアリマスガ、當局ハ斯ウ云フ問題ノ扱ヲ如何ニナサルカ、御伺シテ置キタイト思フ
ソレカラモウ一ツ、是ハ三月二十六日ノ朝日新聞竝ニ東京日日新聞ノ紙上ニ、政府當局ノ考トシテ記事ガ掲載サレテアルノデアリマスガ、此法規ヲ改正スルニ當ツテ、農村負債中二十六億圓ヲ占ムル所ノ、土地擔保ノ負債ヲ中心ニシテ、是ガ整理ヲ爲スト云フヤウナコトガ新聞ニ載ツテ居ルノデアリマスガ、土地ヲ持クナイ貧農ノ債務關係ハ、來議會ニ提出サレヨウト云フ肚ガアルカモ知レマセヌケレドモ、ソレ等ノ改正要點ニ於テハ、殆ド貧農ハ見棄テラレル結果ニナリハセスカト云フコトヲ、此點デハ非アルカナイカ、同時ニ此負債整理ノ指導組織ノ中心ヲ信用組合、アノ方面ヲ中権ニシテ、是カラ農村ノ負債ヲ整理シテ行カウト云フ方針ヲ持ツテ居ルノデアリマスカ、ヤハリマダバラ／＼ニソレ等ト切離シテ、負債整理組合法ト云フモノダケヲ、單ニヤッテ行カウトスル御考デアリマスカ、其點ヲ指道精神上カラ見テ一ツ御伺シタイ、今ノ土地を擔保二十六億圓ヲ中心トシテヤルト云フ場合ニハ、ヤリ方共他ニ依ツテハ宜シウゴボゾイマセウケレドモ、下手ヲスルト地主ノ甘利マダバラ／＼ニソレ等ト切離シテ、負農ガ肩替リヲシテ持クセラレル結果ニナル虞ガ多分ニアルノデアリマスルカラ、ハ若シ左様ナコトヲシテモ、ソレヲ團體的ノ土地管理カ或ハ何カノ方法ヲ以テ、一般ノ貧農ノ負擔トナラナイ、寧ロ救濟ニナルヤウナ方面ニ向ケテ行ク積リデアリマスカ、ドウカ、其點ヲ十分ニ御伺シタイト思ヒマスス、若シ次第ラザル所ハ他ノ機會ニ譲リマス或ハ又第二ノ質問デ御尋シタイト思ヒマス（國務大臣島田俊雄君登壇）

○國務大臣(島田俊雄君) 只今山崎君ノ御述ベニナリマシタ質問ノ點ニ付キマシテハ、當局先刻西川君ニ御答致シマシタヤウニ、當局トシマシテハ、現行負債整理法ガ、其實施ノ期限ガ既ニ迫ッテ居リマスノデ、之ヲ取敢ズ三年間延長致シマシテ、此暮ノ議會マデニ之ニ對スル從來取調ベテ居リマス所ノ改正ノ點ニ加ヘマシテ、又自分が新シクナリマシタ當局ト致シマシテ、更ニ自分ノ研究モ之ニ加ヘマシテ、サウシテ現行ノ負債整理ノ事業ノ成績ニ鑑ミテ、之ヲ今少シ徹底味ノアル、又相當規模ノ廣イモノニシタイ、斯ウ云フヤウナ考案ヲ持ツテ居リマスノデ、今回ノ提案八年限ノ延長ト云フコトニ付テ御諒解ヲ願ヒ、御協賛ヲ得タインデアリマス、而シテ只今現行ノ負債整理組合ノ成績ニ於テ、甚ダ其成績ガ擧ラナイ、或ハ手續ノ煩鎖、指道者ノ無理解、金融ノ額モ少ク、且ツ其手續ガ非常ニ遅レルト云フヤウナ點ニ付キマシテハ、御述ベニナリマシタ御意見等ヲ十分ニ參酌致シマシテ、立案ノ場合ニ之ヲ考慮致シタイト思フノデアリマス、尙ホ土地擔保ノコトデアリマスガ、是ハ農村ノ負債トシマシテ、土地擔保ノ負債ニ付キマシテハ、無論重大ナ問題デアリマス、併ナガラ土地擔保ニ依ツテ居ル所ノ負債ノ問題ト、負債整理組合ニ掲ゲテ救濟セントシ、整理セントシテ居ル所ノモノトハ、其間ニハ自ラ區別ヲ置カナケレバナラヌコトト考ヘテ居ル次第アリマス、故ニ土地擔保ニ關スル問題ヲ考究スルコトニ依ツテ、現行負債整理法ニ依ツテ救濟サレ、整理サレモノニ害ヲ及ボストカ、左様ナコトハ致シタクナ、又スペキデハナイト考ヘテ居リマス、尙ホ此通ス機關ト致シマシテ、信用組合等ヲ利用シ、若クハ中心トスルカドウカト云フ點ニ付キマシテモ、是ハ改正ノ意味ニ於キマシテハ、ソレ等ノ點ヲ考慮シ、考究ヲ致シテ居リマス(拍手)是ダケヲ御答

申上ゲテ置キマス

(政府委員中島彌團次君登壇)

○政委員(中島彌團次君) 只今山崎君カ

ラノ御質問ニ對シマシテ御答申上ゲマス、

山崎君ノ御質問ニ依リマスルト云フト、關

東震災ニ關スル所ノ貸付金ニ付テ、徳政ヲ

行ツタラ如何デアルカト云フ御話デアリマ

シタガ、大藏當局ト致シマシテモ、此點ニ

付キマシテハ十分ニ心配致シテ居ルノデア

リマス、此貸付金ノ性質ハ大體二ツニ分レ

テ居ルノデアリマシテ、一ツハ預金部ノ

貸付金デアリマシテ、他ノ一ツハ政府ソレ

自身ノ貸付金デアリマス、預金部カラ貸

付ケテ居ルモノニ付キマシテハ、其利率ガ

四分八厘若クハ四分二厘ノモノヲ、三分六

厘ニ非常ナ引下ヲ致シマシテ、更ニ期限ノ

延長ヲ致シマシテ、ソレドモ御満足ノ行ク

ヤウニ心配シテ居ルノデアリマス、モウ一

ツノ政府ノ貸付處理金ニ付キマシテハ、

政府貸付金處理委員會ノ議ヲ經マシテ、町

村ニ對スルモノ其他ニ付キマシテモ、年賦

償還ノ期限ノ延長トカ、利率ノ引下トカ、

非常ナル恩典ヲ與ヘテ、特ニ心配シテ居ル

次第アリマスカラ、之ヲ以テ御答辯ニ代

ヘル次第アリマス

○山崎鉄二君 只今ノ農林大臣竝ニ中島氏

カラノ御答辯ノ足リマセヌ所ヲ御伺シタイ

ト思フノデアリマス、是ハ私ハ左様ナ政府

關係ノ低利資金ト云フモノガ因ニナツテ、殆

ド負債整理關係ノ新シイ低利資金ヲ得ル場

合ニ非常ニ差支ラ生ジテ來ルシ、同時ニ縣

町村デモ、サウ云フモノガアルト云フト、新

指導サレルカト云フ點、是ハ私ノ伺ヒ方ガ

惡カツタカモ知レマセヌガ、其點ヲ伺ヒタイ

ノドウ振ハレルノカ、或ハ町村縣等ヲドウ

指導サレルカト云フ點、是ハ私ノ伺ヒ方ガ

惡カツタカモ知レマセヌガ、其點ヲ伺ヒタイ

ノト、モウツハ、是ハ司法當局ガオ居デ

ニナレバ、司法當局カラ御意見ヲ伺ヒタイ

ノデアリマスガ、金錢債務調停法等ノ關係

ニ於キマシテ、從來小作調停法ナドニ於キ

マシテハ、辯護士等ノ代人ヲ殆ド使用サセ

ナイノデアリマスケレドモ、金錢債務調停

法ニ於テハ、辯護士ナドガ介在致シマシテ、

寧ロ貸方ト借方トガ可ナリ圓滿ナル協定ガ

出來ルニモ拘ラズ、其間ニ介在スル辯護

士ガ事件ヲ旨ク解決サセズニ、調停法ノ埒

外ニ引出シテ、訴訟デ片付ケヨウトシテ、

訴訟ヲサセルヤウナコトニナル爲ニ、非常

ニ借方ガ苦勞スル場合ガ多イノデアリマス、

斯様ナ場合ニ於テハ、絶對ニ辯護士ノ介在

ヲ許サマル取扱ニシテ戴キタイト思ヒマス

コトト、補償方法が出來テ居リマス以上、是

ハ銀行或ハ信用組合、無盡業者ナドニ於テ

ヲ許サマル取扱ニシテ戴キタイト思ヒマス

シテ居リマス、ソコデ只今自分ガ就任以前

ニ於テ、農林省トシテ當局ガ研究シテ居リ

マシタ改正案ノ原案ニ付キマシテ、更ニ檢

討ヲ加ヘテ、之ヲモウ少シ徹底スルヤウナ

ナイノデアリマスケレドモ、金錢債務調停

法ニ於テハ、辯護士ナドガ介在致シマシテ、

モノニシタイト云フコトヲ考ヘテ居ルト云

フコトヲ申上ゲタ、其意味ニドウゾ御了承

ヲ願ヒマンテ、只今ノ御意見等ハ皆之ヲ參

考ニ致シテ研究致シマス、ドウゾ左様ニ御

諒承ヲ願ヒマス

(政府委員中島彌團次君登壇)

○政府委員(中島彌團次君) 山崎君ノ再質

問ノ中デ、大藏省ニ關係スル點ニ付キマシ

テハ、關東震災其他ノ貸付金ヲ拂ハナイ處

ニ對シテハ、低利資金ヲ一切貸サヌト云フ

ヤウナ方法ヲ採ツテ居ルト云フヤウニ仰セ

ラレマシタケレドモ、其方面ニ付キマシテ、

整理ヲシテナニ町村ニ對シマシテハ、低利資

金ノ貸付ヲ一時停止シタコトハアリマシタ

ケレドモ、ソレドモ、皆整理ノ方法ヲ付ケマ

シテ、利子ノ引下トカ、或ハ期限ノ延長ト

カラ致サセマシテ、十分整理ガ付キマシテ、

ソレカラ後ハ相當ニ貸スヤウナ方法ヲ執ツ

テ居リマスカラ、此點ニ付テハ御安心ヲ

ナサツテ戴キタイ次第アリマス

○副議長(岡田忠彦君) 伊豆富人君

(伊豆富人君登壇)

○伊豆富人君 私ハ只今上程サレテ居リマ

スル農村負債整理組合法中改正法律案ニ付

キマシテ、農林大臣竝ニ大藏省政務次官ニ

二三御伺ヲ申上ゲタ、デアナタノ御話ニナ

シテ、若クハ斯ウ云フモノヲ中心トスルカト

云フコトニ對シマシテハ、研究考慮スルト

云フコトヲ申上ゲタ、デアナタノ御話ニナ

ルヤウナ點ハ皆頭ニ入レテ置キマシテ、私

ハ次ノ改正案ノ時ニハ研究致シマス、ソレカ

テ金錢債務調停法等ノ關係ニ付テハ、辯護士

イノデアリマス、デアリマスルカラ、其點

合ニ非常ニ差支ラ生ジテ來ルシ、同時ニ縣

或ハ經濟生活ニ於テ、或ハ思想ニ於テ、堅

實ナル農村ガ少クナイデアリマス、斯ル

堅實ナル農村ハ、疲弊困憊其極ニ達シテ居

ルト云フガ如キ叫ビニ對シテハ、大ナル不

快ヲ感ジテ居ル者ガ少クナイデアリマス、

カヲ武士ハ食ヘネド高楊枝ト云フ諺ガアリ

マス、此諺ハ凡ソ經濟生活ニハ合致シナイ

言葉デアリマスケレドモ、人ト生レテ此位

ノ矜持ヲ持テ居ラナケレバ、經濟生活モ精

神生活モ向上發達スルモノデハナイト思フ

ノデアリマス(拍手)併ナガラ全國多數ノ農

村ガ疲弊シ、沈滯シテ居ルコトハ認メネバ

ナリマセヌ、而シテ農村ノ生活ニ重壓ヲ加

ヘテ居ルモノハ、其一ツガ五十五億ノ巨額

ニ達スル高利ノ負債デアルコトハ申スマデ

モナイ、即チ農村負債ノ整理ガ農村更生ノ

第一義デアリマス、農村負債整理組合法モ

此時代ノ要求ニ依テ生レタノデアリマス

ルガ、昭和八年八月一日實施以來、既ニ三

年ノ歲月ヲ經過シタニモ拘ラズ、其實蹟ハ

シテ三箇年ノ間實施サレタニモ拘ラズ、未だ

シテ農村負債整理組合法ガ制定サレタ、而

シテ農村問題ヲ論ズル者ハ、勤モスレバ今日農

山漁村ハ疲弊困憊其極ニ達シテ居ルト云フ

云フコトヲ申上ゲタ、デアナタノ御話ニナ

ルヤウナ點ハ皆頭ニ入レテ置キマシテ、私

ノ總額ハ五十四億四千五百万圓ニ達シテ居

リマス、而シテ其利率ハ五分以上一割五分、

中ニハソレ以上ノ高利モアリマスルガ、平

均一割ト見レバ大差ハナインデアリマス、

之ヲ申上ゲタ、デアナタノ御話ニナ

一割ト見テ九十七圓強デアリマス、斯ル多額ノ負債、高利ノ負債ヲ持ッテ居リマシテハ、農村ノ更生ハ百年河清ヲ俟ッテモ其目的ヲ達スルコトハ來出ナインデアリマスルカラ、一日モ早ク此農村ノ雙肩ニ負ハサレテ居ル所ノ負債ヲ除去シテヤルト云フコトガ、何ヨリモ農林行政ノ急務デアルト思フノデアリマス、然ルニ今當初ノ負債整理計畫ト、今日ノ實蹟トラ比較致シテ今日實施サレ居ルモノハ、其質蹟ニハ何等見ルベキモノハナイノデアリマス、當初ノ計畫ハ組合設立豫定市町村ガ六千デアッタ、而シテ今日實施サレ居ルモノハ僅ニ一千四百三十二過ギナイ、組合豫定數ハ二万四千デアッタ、而シテ今日實施サレテ居ルモノハ三千八百五十五ニ過ギナイ、即チ其成績ハ微々トシテ振ハナイノデアリマスルガ、是ハ先程申上ゲマシク通り、法其モノカ、法ノ運用ニ大ナル缺陷ガアルノデアリマスルカラシテ、ドウシテモ法其モノノ改正ヲシナケレバ、所謂佛作ツ魂入レズデ、成績ハ舉ラナイノデアリマス(拍手)質問ハ單ニ項目ヲノミ申上ゲマスガ、第一ニ御尋申シタコトハ、市町村ガ負債整理組合ニ對シ特別融通ヲナシタルコトニ依ル損失ハ、只今ノ法律ニ依リマスルト、損失ノ補償ハ全額國庫ヨリ補償スルコトニシテハ如何ト云フコトデアリマス、「贊成」ト呼フ者アリ)是ガ質問ノ第一デアリマス(拍手)勿論國ガ其半額、市町村ハ道府縣ノ四分之一ニナツテ居リマス、ソレ故ニ此市町村當局者モ、道府縣當局者モ、損失ヲ負擔シナケレバナリマセヌガ故ニ、負債整理組合ノ設立ニ對シテ積極的ノ熱意ガナイノデアリマス、ソレガ此負債整理組合法ガアルニモ拘ラズ、實蹟ガ振ハナイ所ノ一つノ原因ヲ成シテ居

リハシナイカト云フコトヲ考ヘルノニアリ
マス、是ガ、市町村及ビ道府縣ニ負擔ヲサ
セナイデ、國家ノミガ總テノ損失ヲ補償ス
ルト云フ英斷ニ出デラル、覺悟ガアルカド
ウカト云フコトヲ御尋スル所以デアリマス
第二ハ市町村ガ負債整理組合ニ對シ特別
融通ヲ爲ストキハ、組合役員ノ個人保證ヲ徵
セザルコトニシテハ如何ト云フコトデアリ
マス、其理由ハ市町村ハ特別融通ヲ爲斯場
合ニ於キマシテ、特別ノ必要アル時ハ、負
債整理組合ノ役員ノ個人ノ資格ヲ以テスル
保證書ヲ徵收スルコトヲ得ルコトニナッテ
居ルノデアリマス、實際市町村ガ負債整理
組合ニ特別融通ヲ致シマスルトキハ、其組
合ノ役員ノ保證ヲ要スル、ソレデ其市町村
ノ有力ナル人々ハ、斯ノ如キ保證ヲ爲スコ
トヲ欲シナイ爲ニ、是亦負債整理組合ヲ設
立スルコトニ對シテ、大ナル同情熱意ガナ
イノデアリマスルカラシテ、負債整理組合
ノ役員ガ個人保證ヲスル必要ノナイヤウニ
シテハドウカト云フコトガ、第一ノ御尋デ
アリマス(拍手)

中改正法律案 第一讀會

負債整理組合ト云フモノガ出來ナイト云フコトニナリマスルト、甚ダ遺憾ナル事デアリマスルカラシテ、此地域主義、一部落ニ於テ總テノ人々網羅シテ、強制シテ組合ヲ組織スルト云フ方針ヲ御改メニナツテ、實際負債整理ノ必要アル者バカリシシテ組合ヲ作ラシムルト云フコトハ、如何デアリマスカト云フコトガ第三問ノ理由デアリマス

第四ハ、金利ヲ郵便貯金竝ニ引下ゲラレテハ如何ト云フコトデアリマス、現内閣ハ低金利ノ政策ヲ執テ居ラレル、洵ニ結構ナルコトデアリマス、併ナガラ預金部ノ農村負債整理組合ニ融通セラレル所ノ利率ハ四分五厘デアル、只今大藏政務次官ハ三分七厘トカ言ハレタヤウデアリマスルガ、七月一日カラ三分八厘ニナルヤウニ了解シテ居リマスルガ、或ハ私ガ間違デアリマスルカ、御答辯ヲ御願シタイト思フノデアリマス、要スルニ此低金利ノ政策ヲ大衆化スル爲ニハ、農村ニ對スル負債整理ノ資金ヲ郵便貯金竝ニ引下ゲラレルコトガ、必要デハナイカト思フノデアリマス

最後ニ私ハ第五ノ質問ト致シマシテ、本制度ニ依ル特別融通ハ負債金額ノ肩替主義トシテヘドウカト云フコトヲ御尋致シタインノデアリマス、私ハ此第五問デアル此問題ニ重キヲ置イテ御尋申上ゲルノデアリマス、本法ノ趣旨ヲ讀ミマスルト、特別融通ノ趣旨ハ、負債金額ヲ肩替リスルモノニハアラズシテ、負債ノ條件ノ緩和ヲ容易ナラシムル爲ニ、其内入金トシテ若干ヲ一千圓以内ヲ融通スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマスルガ、斯ノ如キ姑息ナル手段デハナクジテ、負債全額ヲ肩替リスルヤウナ、根本的ノ方針ニ出デラレテハ如何ト云フコトデアリマス、勿論五十五億ニ垂々スルト云フコトニナルト、大ナル資金ヲ要スルノデアリマスルガ、其中ニハ中產以上

ノ者ハ、其必要ノナイ者ガ澤山アル、自分自身デ負債整理ノ能力ヲ有スル者ガ澤山アリマスルガ、少クトモ中產以下ノ者ノ負債整理ニ對シマシテ、全部國家ガ肩替リヲスルト云フ、根本的ノ精神ニナラレテハドウカト思フノデアリマスルガ、此點ニ對シテ農林大臣ノ御所見ヲ御伺申上ゲタイト思フノデアリマス

要スルニ政府ガ損ヲシナイヤウニスル、損ヲシナイヤウニスルト云フコトヘ、此負債整理組合ガ折角アリナガラ、其機能ヲ發揮スル能ハザル所以デアル、政府ガ損ヲシナイヤラニスル爲メ、手續ガ先程來申上ゲマシタ通リ非常ニ煩瑣デアル、元來行政官ハ失敗ガナイヤウニ、損失ヲ招カナイヤウニスルト云フコトガ行政官ノ長所デアル、併ナガラ其結果ハ消極的トナリマス、石橋ヲ叩印イテ渡ルト云フ言葉ガアルガ、石橋ヲ叩イテ渡ラナイコトガ往々アルノデアリマス、隨テ行政官ノ爲スコトニ於テハ、消極的ニハ過失ハナイガ、積極的ニハ大ナル功績ヲ舉ガルコトガ出來マセヌ、是ハ行政官ノ短所デアル、幕府時代ノ政治家板倉勝重デアリマシタカ、或人ガ政治ノ要諦ヲ聽イタ、勝重ハ政治ノ要諦ハ、重箱ニ詰メタ味噌ヲ笏子デ掬フヤウニスルコトダト答ヘタサウデアル、是ガ政治ノ要諦デアル、然ルニ行政官ハ斯ルコトハ大禁物トシテ居ル、重箱ノ隅ヲ楊枝デホジクルヤウニシテ居ルノデアリマスガ、是ハ失敗ガ少イ代リニ實蹟ハ舉ラナインデアリマス、殊ニ近年ハ法令繁ガ基準タル法律ガ必要デアルカラ、法律ノ統制ノ下ニ社會生活、經濟生活、政治生活、
政治生活モ非常ニ窮屈ニナツタ、世ノ中ガ複雜ニナレバ、社會生活ヲ統制スル爲メ、是併ナガラ法律ガ萬能デハ人間生活ハ窮屈デアル、所謂天高クシテ鳥ノ飛ブニ任セ、海

價格ノ調査ト同一ヂ、即チ昭和十一年四月一日ニ於テ、各地毎ニ土地ノ情況類似スル區域内ニ於ケル標準賃貸價格ニ依リ、而シテ其賃貸價格ノ算定ハ、田畠及ビ鹽田ニ付テハ、昭和十年以前五箇年ノ平均、其他ノ土地ニ付テハ、昭和十一年四月一日ノ現在ヲ以テ算定シ、小作米等物納ニ係ル賃貸料ヲ換算スペキ米穀等ノ價格ニ付テハ、前五箇年ニ於ケル農家ノ底渡價格ノ平均ニ依ルト云フコトデアリマス、尙ホ標準賃貸價格及ビ其適用區域ハ、地租納稅者ノ選舉シタル調査委員ノ調査ニ依リ之ヲ決定シ、調査委員ノ選出ハ原則トシテ市部ハ十人、町村ハ一人トスル、又改訂賃貸價格ニ依ル新地租額ガ、現在地租額ノ四倍ヲ超ユル土地ニ付テハ、其超過額ハ賃貸價格改訂後三年間免除スルト云フコトデアリマス
次ニ委員會ニ於ケル質問應答ノ主要點ヲ申上げマスレバ、第一ハ改訂賃貸價格ハ適用米價ノ關係上相當程度ノ減少ヲ來スモノト認メラル、ガ、賃貸價格改訂後ニ於ケル地租ノ稅率ハ、之ヲ如何ニスルヤトノ質問ガアリマシタ、之ニ對シ大藏大臣ヨリ、賃貸價格ノ減少ヲ補フ爲ニ、地租ノ稅率ハ之ヲ引上グル意思ガナイト云フ、言明ガアリマシタ、第一ハ、現在土地ト營業、又ハ都市ト農村トノ間ニ於ケル租稅負擔方不均衡デアルガ之ヲ是正スル考ハナキヤトノ質問ニ對シテハ、政府ハ國及ビ地方ヲ通ジタル稅制整理ヲ斷行スル意圖アルヲ以テ、其際ニ於テ適當ニ考慮スルト云フ答辯デアリマシタ、第三ハ賃貸價格改訂ノ爲ニ減少スペキ見込地租額如何トノ質問ガアリマシタ、之ニ對シテハ調査ノ結果ニアラザレバ不明ナルモ、適用米價ノ點ヨリ見レバ、大體一千万圓内外ノ減收ヲ豫想サレルト云フコトデアリマシタ、第四ハ、地租ヲ收益課稅ニスルノ意思ナキヤルコトハ、納稅人員及び其他ノ點ヨリ困難

ナル旨ノ答辯ガアリマシテ、第五ハ、本稅ノ減收ニ伴フ地租附加稅ノ減收ニ對スル、地方財政上ノ方策ニ付キ質問ガアリマシタガ、之ニ付テハ國及ビ地方ヲ通ジタル稅制整理ノ際、考慮スルト云フ政府ノ答辯ニアリマシタ、右ノ外土地賃貸價格改訂法案第4條ノ激増負擔緩和規定ヲ撤廢スルノ意恩ナキヤ、又調査委員ノ選舉ニ付キ、不在地主ノ爲ニ代理投票ヲ認ムルノ要ナキヤ等ニ付テ質問ガアリマシタガ、政府ヨリハ何レモ困難ナル旨ノ答辯ガアリマシタ、以上ハ當委員會ノ大體ノ經過デアリマスガ、是ガ採決ニ當リマシテハ、討論ノ結果ハ、全會一致ヲ以テ政府案ヲ認メ、可決ト相成ツタ次第デアリマス、何卒本會ニ於キマシテモ、委員會決定通り御賛成アランコトヲ希望シマシテ、此委員會ノ報告ト致シマス。次ニ土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律案ニ付テ御報告申上げマス、本法案ハ土地賃貸價格改訂法案ト關聯スルモノデアリマス、即チ耕地整理施行地ノ貨貸價格及ビ地租ニ付テハ、耕地整理法中ニ特別ノ規定ガアリマスガ、今回土地賃貸價格改訂法ニ依テ、貨貸價格ガアリ一般的ニ改訂セラレルコトニナリマス爲ニ、之ニ伴ツテ耕地整理施行地ノ貨貸價格及ビ地租ニ付キ特例ヲ設クルモノデアリマスガ、委員會ニ於テハ、本法案ニ關聯シテ開闢助成、用排水幹線改良ノ問題、及ビ土地區劃政府ノ詳細ナル説明及ビ質疑應答ガ行ハレマシタ、其詳細ハ速記録ニ依テ御覽ヲ願ヒマス、而シテ採決ノ結果、可決スベキモノト議決シタ次第デアリマス。

ル事項ニ付キマシテ其要領ヲ御報告申上ゲ
マス
本案ノ政府提出ノ理由ヲ簡單ニ申上ダマ
スレバ、現行國稅徵收法ハ國稅徵收ノ費用
トシテ市町村ニ對シ、其徵收金額ノ百分ノ
三ニ相當スル金額、及ビ納稅告知書一通ニ
付キ金三錢ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ
交付スルコトニナツテ居リマスガ、斯ク支給
標準率ガ一律ニナツテ居リマス爲メ、之ヲ市
町村ニ區分シテ見マスレバ、大都市ニ於キ
マシテハ交付金ガ著シク徵收費ヲ超過シテ
居ルノデアリマスガ、町村ノ如キヘ却ツテ
交付金ヲ以テシテハ、徵收費用ヲ償フコト
ガ出來ナイノデアリマス、尠カラザル不足
額ヲ自ラ負擔セネバナラヌ狀態デアリマス、
斯ノ如キハ交付金制度ノ趣旨ニ反スルモノ
デアリマスカラ、交付金ノ支給標準ヲ改正
致シマシテ、市町村ニ對スル配分ヲ調整セ
ントスルモノデアリマス、本法案ニ依リマ
スレバ交付金ノ支給標準ハ、之ヲ勅令ニ讓
ルコトトナツテ居リマスガ、今政府ノ説明致
シマシタル支給標準ノ大要ヲ申述ベマスレ
バ、交付金支給ノ標準ハ從前ノ通り、徵收
金額ト納稅告知書ヲ目標ト致シマシテ、徵收
金額ニ對スル分ハ市ニ付テハ人口二百萬
以上ノ市ハ千分ノ十、人口百万以上ノ市ハ
千分ノ十五、人口五十万以上ノ市ハ千分ノ
二十、人口二十万以上ノ市ハ千分ノ二十五、
人口二十万未満ノ市及ビ町村ハ千分ノ三十、
從來ノ通リデアリマス、納稅告知書
ニ對スル分ハ市ハ二錢、從來ノ町村ガ二錢
ヲ六錢トスルノデアリマス
斯ノ如キ内容ヲ持ツテ居リマス本法案ニ對
シマシテ、本法ガ成立後ニ於テ市町村財政
殊ニ大都市竝ニ町村ニ及ボス影響竝ニ改正
後ノ交付金額ノ増減見込其他ニ付テ、質疑
應答ガ重ネラレタノデアリマス、以上ハ當
委員會ノ大體ノ經過デアリマス

大正十五年二月、五十一回帝國議會ニ提案致シマンタケレドモ審議未了ト相成リ、翌昭和二年二月、第五十二回帝國議會ニ建議案トシテ提出シ、其贊成議員ニハ實ニ高橋是清翁ガ衆議院議員トシテ、菅原傳君等ト連名列記セラレテ居リマシテ、議會ハ満場一致此建議案ヲ可決致シマシタガ、爾來十年、漸ク本議會ニ法律案トシテ提案セラレ、本員ガ自ラ其委員長トシテ報告スルノ光榮ヲ擔フ次第デアリマシテ、私ハ茲ニ深ク故高橋是清翁ヲ想フノデアリマス、翁ガ齋藤内閣當時ノ大藏大臣トシテ、本員方豫算委員會ニ於テ此案ニ對スル質問ヲ致シマシク所、大イニ贊意ヲ表サレ、昨年ハ遂ニ岡田内閣ノ大藏大臣トシテ此案ノ立案ヲ致サレ、今回ノ廣田内閣ニ至テ遂ニ此提案トナツタ次第デアリマシテ、本員ハ如何ニ故高橋是清翁ガ地方自治ノ發達ノ爲メ、財源涵養ニ力ヲ致サレマシタカラ追憶シテ、今更感激纏々ノ情ニ堪ヘナイノデアリマス(拍手)

異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ三案ノ第一讀會ヲ開キ、
議案全部ヲ議題ト致シマス

土地賃貸價格改訂法案

第一讀會(確定議)

土地賃貸價格改訂法施行ニ伴フ耕地整
理法ノ特例ニ關スル法律案

第一讀會(確定議)

國稅徵收法中改正法律案 第二讀會(確定議)

○副議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ三案トモ委員
長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)日程
第二航空法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ
マス——遞信大臣賴母木桂吉君

第一航空法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

貴族院送付) 第一讀會(確定議)

航空法中改正法律案 第一讀會

航空法中左ノ通改正ス

第一條 本法ニ於テ航空機トハ人ノ搭乗
シ得ル飛行機、航空船、氣球、滑空機
其ノ他航空ノ用ニ供スル機器ヲ謂フ
本法ニ於テ航空ニハ陸上又ハ水上ノ滑
走ヲ、離陸又ハ著陸ニハ離水又ハ著水
ヲ包含ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ
勅令ヲ以テ指定スル航空機ニ付テハ第
二章乃至第四章ニ規定スル事項ニ關シ
命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得
第十七條中「技倅證明書及」ヲ削ル
第一十三條ノ二 行政官廳ハ航空ノ安全
保持ノ爲公共ノ用ニ供スル飛行場又ハ
公示セラレタル飛行場豫定地ノ境界ヨ
リ外方千「メートル」ノ區域内ニ於テ特
別地域ヲ指定スルコトヲ得
前項ノ特別地域内ニ於テ工作物、船舶、

竹木其ノ他ノ物件ヲ設置、定繫又ハ植
栽セムトスル者ハ該物件カ其ノ存スル
地點ヨリ最短距離ニ在ル飛行場ノ境界地
點ヲ基準トスル水平面上左ノ各號ノ高
サヲ超ユル場合ニ於テハ行政官廳ノ許
可ヲ受クヘシ但シ一「メートル」ヲ超エ
サル農作物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 飛行場ノ境界ヨリ外方五百「メー
トル」ノ區域内ニ在リテハ物件ノ存
スル地點ト其ノ地點ヨリ最短距離ニ
在ル飛行場ノ境界地點トノ水平距離
ノ三十分ノ一ノ高サ

二 前號ノ區域ノ外方ノ特別地域内ニ
在リテハ物件ノ存スル地點ト其ノ地
點ヨリ最短距離ニ在ル前號ノ區域ノ
外方境界地點トノ水平距離ノ二十分
ノ一一十七「メートル」ヲ加ヘタル高
サ

第三條ノ三 行政官廳ハ前條ノ規定
ニ違反シテ設置、定繫又ハ植栽シタル
工作物、船舶、竹木其ノ他ノ物件ニ付
其ノ所有者又ハ之ニ代リ其ノ行爲ヲ爲
ス權限ヲ有スル者ニ對シ期限ヲ定メ前
條第二項ニ規定スル高サヲ超ユル部分
ノ除去其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコ
トヲ得竹木ニシテ、前條第二項ニ規定ス
ル高サヲ超ユルニ至リタルモノニ付亦
同シ

前條第一項ノ規定ニ依ル特別地域指定
ノ場合ニ於テ現ニ存スル物件方前條第
二項ニ規定スル高サヲ超ユルトキハ行
政官廳ハ其ノ所有者又ハ之ニ代リ其ノ
行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル者ニ對シ期限
ヲ定メ其ノ高サヲ超ユル部分ノ除去其
ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム
第一十三條ノ三第二項ノ規定ニ依ル行
政官廳ノ命令ニ基ク措置又ハ前條ノ規
定ニ依ル立入、除去若ハ使用ニ因リ生

シタル損害ハ飛行場ノ經營者之ヲ補償
スヘシ第二十三條ノ二第一項ノ規定ニ
依ル特別地域ノ指定アリタルカ爲既ニ
著手シタル工作物其ノ他ノ設備ヲ廢止
シ又ハ變更スルノ已ムナキニ至リタル
ニ因リ生シタル損害ニ付亦同シ

第二十六條ニ第一項トシテ左ノ一項ヲ加
フ
第二十三條ノ二、第二十三條ノ三、前
條及第五十九條第一號ノ規定ハ軍用ニ
供スル飛行場又ハ公示セラレタル飛行
場豫定地ニ付特別地域ヲ指定スル場合
ニ之ヲ準用ス

第三十五條中「日本各地ノ間」ノ下ニ「又
ハ日本國外ト日本國內トノ間」ヲ加フ
第三十八條ノ二 行政官廳ハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ航空ノ安全ヲ害スルノ虞ア
ル航空標識類似ノ燈火ヲ制限又ハ禁止
スルコトヲ得

第五十九條第一號中「第二十四條第一項」
ヲ「第二十三條ノ三又ハ第二十四條第一項」
項ニ改ム
附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣賴母木桂吉君登壇〕

○國務大臣(賴母木桂吉君) 航空法中改正
法律案ノ提出ノ理由ヲ説明致シマス、航空
事業ハ經濟上並ニ國防上極メテ重要ナル使

命ヲ有シテ居リマスノデ、内外ノ時局ニ鑑
ミ、是ガ振興ヲ策スルノ急務ナルコトヘ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、航路
統制法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員
長ノ報告ヲ求メマス——委員長戸澤民十郎

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト呼フ者アリ
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、航路
統制法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員
長ノ報告ヲ求メマス——委員長戸澤民十郎

君

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト呼フ者アリ
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、航路
統制法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員
長ノ報告ヲ求メマス——委員長戸澤民十郎

君

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト呼フ者アリ
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、航路
統制法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員
長ノ報告ヲ求メマス——委員長戸澤民十郎

君

第一讀會 航路統制法案 第一讀會ノ續

第一讀會 航路統制法案(政府提出)

レテハ居リマス、併ナガラ吾々ハ其阻マレ
テ居ル障壁ヲドウシテモ越シテ、一層發展
ヲ期セネバナラヌノデアリマス、海運ノ發
展方之ニ伴ヘズシテ、ドウシテ貿易ヲ伸ス
コトガ出來ルカ、又國防ノ問題ニ付テ見マ
シテモ、此度ノ議會ニ於テ出サレテ居リマ
スル所ノ國防費ハ、總豫算ノ二分ノ一ニ近
イ、海軍豫算ダケヲ見マシテモ五億ヲ超シ
テ居ルノデアリマス、海軍ガ若シ現役デア
ルトスルナラバ、商船ハ其豫備軍デアリマ
ス、如何ニ現役ノ軍艦ガ威力ガゴザリマシ
テモ、背後ニヲ支フル所ノ海運、商船ト
云フモノノ發達進歩ガナケレバ、其國防ハ決
シテ安全タルコトヲ得ヌノデアリマス(拍手)故
ニ吾々ハ統制ドコロデヘナク、大イニ海運ハ
仲シテモ伸シテモ尙ホ足ラスト確信ヲ致シ
テ居ルノデアリマス、現ニ英國ニ於キマシテハ
二千二百万噸ノ商船ヲ持チ、米國ニ於キマ
シテハ一千二百万噸ノ商船ヲ持テ居ル、
英國ハ尙ホソレデモ足ラズシテ、二億圓
ノ大金ヲ投出シテ、或ハ航路ハ補助、或ハ船
質改善ノ補助等、一生懸命ニ海運ノ發展ヲ
企圖致シテ居ルノデアリマス、國防ノ相手
ハ誰デアル、英國デヘナイカ、米國デヘナ
イカ、其英國ノ現狀ヲ見マシテモ、吾々ハ
今日我ガ政府ガ此仲ビント致シテ居ル所ノ
海運、仲バサエバナラヌ所ノ海運ヲ、其仲
ビントスル勢ヲ抑ヘントスルガ如キ法案ヲ
出サレルト云フコト、洵ニ遺憾千萬ニ存ジ
タノデアリマス、此法案ハ名前ハ統制法ト
申シマス、私共ハ此見地ヨリ致シテ、若シ
真ニ所謂一般的ノ航路ノ統制ヲ爲サント云
フノデアルナラバ、固ヨリ斷乎トシテ此議
院ヲ通過セシムテハナラヌモノデアッタト
思フノデアリマス、唯併ナガラ此法案ヲ審
議致シマスル場合ニ於テ、政府ハ初メハ何
カト顧ミテ他ヲ言フガ如キ態度ヲ執テ居
ラレタノデアリマス、南洋海運ノ問題ニ付
テハ少クトモ之ニ依ツテ年々一億ト云フ大

キナ受取勘定ノ貿易ヲ阻碍セラレルト云フ
コトハ、我國現時ノ貿易ノ上ニ見マシテモ、
容易ナラザル事デアルト云フコトヲ感ジマ
シタルガ故ニ、私共ハ遺憾ナガラ此法案ヲ通
サザルヲ得ヌト考フルニ至ツタモノデアリ
マス、隨ヒマシテ政府ハ此法案ノ通過ニ付
テハ、餘程重大ナル責任ヲ議會竝ニ國民ニ
對シテ有セラレルコトニ相成ツタト云フコ
トヲ自覺セラレナケレバナラヌノデアリマ
ス、即チ此法案ヲ議會ガ通シマンタ以上ヘ、
之ニ依ツテ直チニ南洋海運ニ對シテ一ツノ
方策ヲ講ゼラレルデゴザイマセウ、併ナガ
ラ之ニ依ツテ十分ナル結果ヲ得ルコトガ出
來ナイト云フコトデアルナラバ、洵ニ政府
ハ國家國民ニ對シテ申譯ノナイコトヲセラ
レタト云フ其責ヲ負ヘネバナラヌト云フコ
トヲ、御忘レニナツテヘナラヌノデアリマス
(拍手)又此法案ニ付キマシテヘ、先程來同
僚諸君カラ申サレマシタ通り、之ヲ若シ濫
用セラレマスルナラバ、洵ニ容易ナラヌ所
ノ事ガ起ル、所謂傳家ノ寶刀ヲ吾々ガ政府
ニ授ケタノデアリマス、之ヲ抜ク場合ト云
フモノニ付テヘ、政府ハ萬端ノ注意ヲ拂フ
デナケレバ、拔カレテハナラヌモノデアル
ト云フコトヲ、此際特ニ申述ベテ置カネバ
ナラヌノデアリマス

最後ニ一言此法案ニ基イテ政府ノ中ニ作
ラレル所ノ航路統制委員會ト云フモノニ關
シテ、政府ニ申述べテ置カナケレバナラヌ
モノガゴザイマス、初ニモ申上げマシタ通
ニ、海運ト云フモノガ國家國防ノ上ニ重大
ナル關係ノアルコトハ、申述べ迄モナイ
ノデアリマス、隨テ此法案ヲ運行スルニ付
テモ甚シキ不都合千萬デアルト私ハ思フノ
デアリマス、政府ハ此委員會ノ構成ニ付キ
ナイノデアル、斯ノ如キコトハ洵ニ此海運
ノ會商、此海運問題ヲ審議致シマス上ニ付
居ルケレドモ、最モ大切ナル海事經驗者、
技術者ナドト云フモノヲ御入レニナツテ居
テモ甚シキ不都合千萬デアルト私ハ思フノ
デアリマス、政府ハ此委員會ハ多數決ツ以テ此決
議ヲ決定セラル、ヤニ承ルノデアリマス、
併ナガラ只今申述べマシタ通リニ、此委員
會ノ決定ニ依ツテヘ、一度開イタ其航路ヲ制
度アリマス、此委員會ガ其全力ヲ握ツテ居

ル、全權ヲ握ツテ居ル、隨テ此委員會ノ委員
トナリマス者ニハ、必ズヤ軍部、殊ニ海軍省
方面ヨリノ代表者が出テ居ルベキモノデア
ルト思フノデアリマス、然ルニ腹案デアル、局長
ヲ見マスト、官廳側ノ代表トシテハ遞信、
外務、商工各次官之ヲ御出シニナルト云フ
コトデゴザイマスルケレドモ陸軍モ居ナケ
レバ、海軍ノ方面カラモ一人モ出テ居ナイ
ト云フヤウナ實情デアッタノデアリマス、吾
議員ヨリ是デハ一體海運ト國防トノ關係
ヲ何ト考ヘテ居ルカト政府ニ迫ツタニ依ツテ
ニ付テ是非トモ軍部當局代表者ヲ入レラ
ル、御聲明ニナツタト云フヤウナ實情デゴザ
イマス、私ハ如何ニモ此法案ト云フモノヲ
御出シニナルニ付テ、政府ノ手拔カリト言
フカ、政府ノ國防海運ニ對スル所ノ重要性
ニ關スル認識ノ不足デアルト云フコトニ、
驚カザルヲ得ナカツタヤウナ次第デアリマ
ス、政府ハ此法案通過後ニ於テハ、此委員
ニ付テ是非トモ軍部當局代表者ヲ入レラ
ルベキガ當然デアルト信ジマス
更ニ又學識經驗者ト云フ者ノ中ニヘ、海
上保險業者、海事金融業者ナドト云フヤウ
ナ金貸、資本家ノ代表者ヘ御入レニナツテ
ナリ、海運ト云フモノガ國家國防ノ上ニ重大
ナル關係ノアルコトハ、申述べ迄モナイ
ノデアリマス、隨テ此法案ヲ運行スルニ付
テモ甚シキ不都合千萬デアルト私ハ思フノ
デアリマス、政府ハ此委員會ノ構成ニ付キ
ナイノデアル、斯ノ如キコトハ洵ニ此海運
ノ會商、此海運問題ヲ審議致シマス上ニ付
居ルケレドモ、最モ大切ナル海事經驗者、
技術者ナドト云フモノヲ御入レニナツテ居
テモ甚シキ不都合千萬デアルト私ハ思フノ
デアリマス、政府ハ此委員會ハ多數決ツ以テ此決
議ヲ決定セラル、ヤニ承ルノデアリマス、
併ナガラ只今申述べマシタ通リニ、此委員
會ノ決定ニ依ツテヘ、一度開イタ其航路ヲ制
度アリマス、此委員會ガ其全力ヲ握ツテ居

○春名成章君 簡單ニ賛成ノ説明ヲ致シタ
イ——春名成章君

(春名成章君登壇)

イトイ思ヒマス、本案ノ内容ニ付キマシテヘ、最早明瞭デアリマスルカラ、多クヲ言フノ必要ハアリマセヌガ、本案ノ眼目トスル所ハ、要スルニ内國ニ於ケル船舶間ノ競争ニ費サル、力ヲ、外國船トノ競争ニ振向ケマシテ、之ヲ有效適宜ニ使用シテ、我ガ船舶界ノ隆昌ヲ期シ、之ニ依テ以テ産業貿易ノ伸張ヲ期スルト云フ國策ノ見地ヨリ、是ヘ立案サレタルモノデアリマスルカラ、本案ニ對シテ反對ヲ爲サル方ハ凡ソアルマイト思フ位ナモノデアリマス、唯問題ハ當局ガ此法ヲ活用スルニ當リマシテ、其用意ヲ誤ラザランコトヲ要スルノデアリマスルガ、此點ニ付キマシテハ、屢々當局ヨリモ其用意ノ存スル所ヲ承ツテ居リマスルト同時ニ、政友會ノ中井君ノ出サレマシタル所ノ附帶決議モ、此用意ヲ促スモノデアルガ故ニ、私ハ當局ヲ信賴スルト共ニ、又此用意ニ資スルガ爲ニ、中井君ノ附帶決議ニ賛成ヲスル者トシテ、原案竝ニ附帶決議ニ賛成ヲスル者デアリマス(拍手)○副議長(岡田忠彦君)

リマス、サウスルト勞働問題ニ於キマシテ
ハ、益、保護政策ヲヤルト同時ニ、勞働者
ニ對シマシテモ勞働強化ヲヤルコトニナル
ノデアリマス、ソレハ一例ヲ申上ゲテ見ル
ナラバ、自國船ニハ自國ノ貨物ヲ積メト云
フヤウナコトカラ、如何ニ高クテモ暫クハ
忍ンデヤレ、忍ンデ荷物ヲ積メト云フヤウ
ナコトト同ジヤウニ、ヤハリ勞働者ニ對シ
テハ、正當ナル要求モ暫クハ我慢シテ猶ケ
ト云フヤウナコトニナルノデアリマス、又此
法案ガ一旦法律ニナリマシテ、其後ニ適用
サレルコトニナリマスレバ、其航路ガ制限
サレ、或ハ禁止サレルト云フ場合ニ於テハ、
當然ソコニ海員ノ失業者ガ出テ來ルノデア
リマス、併シ當局ニ於キマシテハ、此航路
統制法案ト共ニ、勞働法ノコトモ考ヘテ居
ル、船員法ニ付テノ改正モ今考究中デアル
ト云フコトヲ言ハレテ居リマスルノデ、私
ハ此點ヲ安心ヲ致シテ此案ニ賛成シタ者デ
アリマス（拍手）

○副議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第一讀會議決ノ通り確定致シマシ
タ(拍手)

○松永東君 此際暫時休憩セラレンコトヲ
望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ暫時休憩致シマス

午後四時五十七分休憩

午後七時八分開議

○副議長(岡田忠彦君) 休憩前ニ引續キ會
議ヲ開キマス

○松永東君 日程第五及ビ第六ハ後廻シト
セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君提出ノ動議
ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第五及ビ第六ハ後廻シト致
シマス、政府ハ之同意シマシタ、日程第
七乃至第九ハ同種議案デアリマスカラ、一
括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、日程第七、大正九年法律第五十六號
中改正法律案、日程第八、大正九年法律第
五十六號中改正法律案、日程第九、大正九
年法律第五十六號中改正法律案、右三案ヲ
一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者
ノ趣旨辯明ヲ許シマス——手代木君

第七 大正九年法律第五十六號中改正
法律案(北海道拓殖鐵道補助ニ關ス
ル件)(手代木隆吉君外八名提出)
第一讀會

第八 大正九年法律第五十六號中改正法律案
（北海道拓殖鐵道補助ニ關ス
ル件）（井阪豐光君提出） 第一讀會
第九 大正九年法律第五十六號中改正
法律案（北海道拓殖鐵道補助ニ關ス
ル件）（東武君外四名提出） 第一讀會

大正九年法律第五十六號中改正法律案
大正九年法律第五十六號中左ノ通改正ス
同法ニ左ノ一項ヲ加フ
政府ハ必要アリト認ムルトキハ更ニ五年
ヲ限リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得但
シ延長期間ニ對スル補助金ハ地方鐵道又
ハ軌道ノ每營業年度ニ於ケル益金カ建設
費ニ對シ年六分ノ割合ニ達セサルトキ其
ノ不足額ヲ補給スルヲ以テ限度トシ且建
設費ニ對シ年八分ニ相當スル金額ヲ超ユ
ルコトヲ得ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法
施行前營業開始ノ日ヨリ十五年ヲ經過シ
タルモノニ付テハ營業開始ノ日ヨリ二十一
年ニ達スル迄本法施行ノ日ヲ含ム營業年
度分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年法律第五十六號中改正法律案
大正九年法律第五十六號中左ノ通改正ス
同法ニ左ノ一項ヲ加フ
政府ハ必要アリト認ムルトキハ更ニ五年
ヲ限リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得但
シ延長期間ニ對スル補助金ハ地方鐵道又
ハ軌道ノ每營業年度ニ於ケル益金カ建設
費ニ對シ年六分ノ割合ニ達セサルトキ其
ノ不足額ヲ補給スルヲ以テ限度トシ且建
設費ニ對シ年八分ニ相當スル金額ヲ超ユ
ルコトヲ得ス

年ニ達スル迄本法施行ノ日ヲ含ム營業年
度分ヨリ之ヲ適用ス

大正九年法律第五十六號中改正法律案

同法ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ更ニ五年
ヲ限リ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得但
シ延長期間ニ對スル補助金ハ地方鐵道又
ハ軌道ノ每營業年度ニ於ケル益金カ建設
費ニ對シ年六分ノ割合ニ達セサルトキ其
ノ不足額ヲ補給スルヲ以テ限度トシ且建
設費ニ對シ年八分ニ相當スル金額ヲ超ニ
ルコトヲ得ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法
施行前營業開始ノ日ヨリ十五年ヲ経過シ
タルモノニ付テハ營業開始ノ日ヨリ二十
年ニ達スル迄本法施行ノ日ヲ含ム營業年
度分ヨリ之ヲ適用ス

○手代木隆吉君 簡單デアリマスカラ、自席
ヨリ發言スルコトノ御許シヲ得タイト思ヒマス

○副議長(岡田忠彦君) 之ヲ許可致シマス
○手代木隆吉君 只今上程セラレマシタ法
律案ハ、昨年春ノ議會ニ於テ本院ヲ滿場一
致通過シタ案ト同一案デアリマス、詳細ハ
(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 井阪豊光君
○井阪豊光君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ御許シヲ願ヒマス——本案ハ只今手代
木氏カラ申サレマシタト同一趣旨ノ法案デ
(拍手)

木氏カラ、ドウカ慎重審議御賛成アランコ
アリマス、ドウカ慎重審議御賛成アランコ

トヲ御願致シマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 登坂良作君

○東條貞君 議長

○東條貞君 此席ヨリ發言ヲ御許シヲ願ヒ

マス——今手代木君ノ説明ニアリマシタ通

リ、一度本院ヲ通過シタ案デアリマスカラ、

慎重ニ御審議ノ上、御賛成アランコトヲ希

望致シマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 質疑ノ通告ハアリ
マセヌ——松永君

○松永東君 日程第七乃至第九ノ三案ヲ一
括シテ、議長指名十八名ノ委員ニ付託セラ
レンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、其審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、重要
委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長西村丹
治郎君

○副議長(岡田忠彦君) 井阪豊光君
○井阪豊光君 簡單デアリマスカラ、自席
カラ御許シヲ願ヒマス——本案ハ只今手代
木氏カラ申サレマシタト同一趣旨ノ法案デ
(拍手)

重要肥料業統制法案(政府提出)

報告書

一 重要肥料業統制法案(政府提出)

右ヘ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十一年五月十九日

委員長 西村丹治郎

衆議院議長 富田幸次郎殿

附帶決議

一 重要肥料ノ供給ヲ豐富ナラシムル爲
政府ハ速ニ適切ナル方策ヲ樹立スベシ

二 政府ハ肥料配給上ノ不圓滑ヲ防止ス
ル爲相當量ヲ當時貯藏シ又ヘ外安ノ輸
入ニ關シ損失補償ノ制度ヲ設クル等需
給ノ圓滑ヲ圖リ價格ノ昂騰ヲ抑制スル
ノ方策ヲ講ズベシ

三 重要肥料業統制委員會ノ構成ニ關シ
テヘ消費者ノ意向ヲ同委員會ニ反映セ
シムルニ遺憾ナキヲ期スベシ

〔西村丹治郎君登壇〕

○西村丹治郎君 委員會ノ經過竝ニ結果ヲ

極メテ簡單ニ御報告申上げマス、委員會ハ

前後六回開キマシタノデアリマス、本問題

ハ申スマデモナク、農村ニ對シテハ非常ナ

ル重大ノ關係ガアルモノデアリマスカラ、

非常ニ慎重審議ヲ遂ゲマシテ、各委員ヨリ

熱心ナル御質問ガアリ、又當局者モ之ニ對

シテ懇切丁寧ナル御答辯ガアツクノデアリ

マス、併シ其總テヘ速記錄ニ載ッテ居リマス

カラ、是デ御覽ヲ願フコトニ致シタイト思

フノデアリマス、唯一二御報告申上げテ置

キタイト思ヒマスルコトハ、此法案ハ第六

十七議會ニ提案サレタ肥料統制法案ヨリハ、

生産業者ヲ保護スルヤウナ色彩ガ少シ濃厚

デハナイト、是デ果シテ消費者ノ利益ヲ擁

デアル、物價其他ノ經濟事情ヲ參酌シテ、

ナ御質問ガアリマシタニ對シマシテハ、前
回ノトハ違ツタ點モアルケレドモ、此法律ヲ
運用スル上ニ於テ、決シテ前ノ法案ニ劣ル
モノデハナイ、前ノ法案ト同一ノ效果・
否、以上ノ效果ヲ擧ゲル考デアル、斯ウ云

ト御答辯ガアツクノデアリマス、ソレカラモ
ウツハ量ノ問題、供給ヲ豐富ニスルト云

リコトガ法案ノ目的ニナツテ居ルガ、然ルニ

全文ヲ見渡シテモ、ドウモ供給ヲ豊ニスル
ト云フコトニ付テ、法制上ノ根據ニ乏シイ

所ガアル、斯ウ云フ質問ガアツクノデアリ
マス、ソレニ對シマシテ近時段々此工業ガ

發達シテ、生産能力ハ今ヤ百八十万噸ニ達
シテ居ル、然ルニ實際生産サレルモノハ、
百二十万噸程シカナイケレドモ、近キ將來

ニ必ズヤ需給關係ガ圓滑ニナルヤウニナル
モノデアル、諸君ガ仰セニナルヤウニ、此
事業ハ今日ハ非常ニ有利々々ト言ハレルガ、
有利デアレバ資本ガソコニ集ヅテ來テ、今日
以上ニ生産能力ガ殖エテ來ルカラ、決シテ
諸君ノ御心配ナサルヤウナコトハアルマイ、
斯ウ云フ御答辯ガアツクノデアリマス、ソレ
カラ次ハ價格ノ公正ト云フコトガ、本案ノ
目的トナツテ居ルノデアリマス、公正ナル價
格ハ何ヲ基準トシテ之ヲ捉ヘルノデアルカ、
今生産費ヲ調べテ見レバ、安キ、能率ノ宜
シイ會社ノ生產費ハ四十四五圓乃至五十圓
半分ノ差ガアルノデアルガ、公正ナル價格
デアル、然ルニ高キ、能率ノ惡イ不良會社
ノ生產費ハ八十九圓モ掛ツテ居ル、殆ド倍、
トハ、何處ヲ捉ヘテ公正ナル價格ト云フノ
デアルカ、斯ウ云フ御質問ニ對シテハ、肥
料ノ公正ナル價格ト云フモノハ、單ニ生產
費ノミニ依ツテ決マルベキモノデハナイン

然る後ニ公正ナル價格ヲ決メルノデアルカラ、左様ナ生産能率ガ違ツテ居ツテモ、何モソレヲ基準トシテヤルノデハナイ、今申上ゲタ通り、物價其他ノ經濟事情ヲ參酌シテ、ソコニ公正ナル價格ヲ捉ヘルノデアル、斯ウ云フ御答辯ガアッタノデアリマス、更ニ又於テハ理想的生産費、今硫酸「アムモニヤ」ヲ製造スルノニ、優良ナル機械デ、進歩シタル製造方法ニ依ツテヤレバ、ドノ位デ出来ルコトヲ正當ト認メテ居ルノカ、言葉ヲ換ヘテ見マスレバ、理想生産費、サウ云フモノガ何カ政府ニ調ガアルノデハナイカト云フ御尋ガアッタノニ對シテハ、各會社ノ營業狀態ニ政府方立入ツテ調べルコトガ出來ルナラバ、ヨリ的確ナル生産費ヲ調べラレヨウケレドモ、今日デハ會社ニ立入ツテ左様ナコトヲ爲ス權能ハ行政官ニハナイノデアル、此法律ガ通過シテ、初メテ各會社ノ内容ニ立入ッテ、ソレヲ調ベルコトガ出來ルヤウニナルノデアルカラ、此法案通過ノ曉ニヘキット的確ナル生産費ヲ捉ヘルコトガ出來ルデアラウ、斯ウ云フ御答辯ガアッタノデアリマス、ソレカラモウ一ツヘ、委員會ノ構成ハ從來ノ例ニ依レバ生産者、消費者、之ヲ旨ク調和シテ代表サスト云フコトヲ、何時デモ當局者ハ言フノデアルガ、併ナガラ實際ヲ見レバ、何時デモ真ニ消費者ヲ代表スルト云フヤウナ者ハ委員ニ加ヘラレテ居ラナイ、ソレ故ニ今回此法案實施ノ曉ニ於テハ、唯オ頗ダケデハナシニ、眞ニ農村民ノ利害ヲ代表スル人ヲ委員ニ加ヘテ貰ヒタイ、斯ウ云フ質問ガアッタノデアリマス、之ニ對シテハ、從來ハサウ云フ傾向ガアッタカモ知レナイガ、此法案實施ノ曉ニハ、飽

マデモ御質問ノ趣意ニ副フヤウニシタクイト思ツテ居ル、斯ウ云フ御答辯ガアッタノデアリマス、其他色々ノ質問應答モアリマシタケレドモ、總テアトハ速記録ニ依ツテ御承知ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、而シテ質問ガ終了致シマシテ討論ニ入りマシテ、岡本委員ヨリ致シマシテ、一つノ附帶決議ヲ附ケテ本案ニ賛成スルト云フ提議ガアッタノデアリマス、其附帶決議ヲ茲ニ朗讀ヲ致シマス

〔附帶決議〕
（西村丹治郎君登壇）
○西村丹治郎君 淳ニ粗忽ナコトヲ致シマテハ消費者ノ意向ヲ同委員會ニ反映セシムルニ遺憾ナキヲ期スベシ

（拍手）
○副議長（岡田忠彦君） 是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依リ發言ヲ許シマス——杉山元治郎君
（西村丹治郎君登壇）
○杉山元治郎君 私ハ今議題ニナツテ居リマス、ソレカラ更ニ平野委員ヨリ、本案ニハマスル重要肥料業統制法案ニ付テ、遺憾ナ居ルカラト云フコトノ陳述ガアリマシテ、農三ツノ希望條項ヲ述べラレタノデアリマス

希望條項
一 政府ハ重要肥料ノ生産費ヲ調査シ速ス、ソレカラ更ニ平野委員ヨリ、本案ニハマスル重要肥料業統制法案ニ付テ、遺憾ナ居ルカラト云フコトノ陳述ガアリマシテ、農三ツノ希望條項ヲ述べラレタノデアリマス
二 政府ハ肥料配給上ノ不圓滑ヲ防止スル爲相當量ヲ當時貯藏シ又ヘ外安ノ輸入ニ關シ損失補償ノ制度ヲ設クル等需給ノ圓滑ヲ圖リ價格ノ昂騰ヲ抑制スルノ方策ヲ講ズベシ

（拍手）
○副議長（岡田忠彦君） 是ヨリ討論ニ入りマス、通告順ニ依リ發言ヲ許シマス——杉山元治郎君
（西村丹治郎君登壇）
○杉山元治郎君 私ハ今議題ニナツテ居リマス、ソレカラ更ニ平野委員ヨリ、本案ニハマスル重要肥料業統制法案ニ付テ、遺憾ナ居ルカラト云フコトノ陳述ガアリマシテ、農三ツノ希望條項ヲ述べラレタノデアリマス
本案ニ反對致シマスルコトヘ、委員會ニ於キマシテ、同僚三宅君ガ申述ベマシタヤウナ理由モアルノデゴザイマスルガ、尙ホ其村ニ利益ガアル、斯ク申サレテ居リマスル参考資料、即ち小學校教員俸給支拂延滞状況ト云フ、此調査ヲ見マシテモ、昭和八年ノ六月末現在ニナリマスト、七百九十二町村ニナツテ、正ニ百九十九箇町村ヲ增加致シテ居リマス、金額ニ於テモ増加致シテ居リマスル百九箇町村デアッタ、然ルニ昭和十年ノ六月末現在ニナリマスト、七百九十二町村ニナツテ、正ニ百九十九箇町村ヲ增加致シテ居リマス、金額ニ於テモ増加致シテ居リマスルガ、詳シク申述べマセヌ、斯ウシタ事實ヲ見マシテモ、マダ農村ガ救濟サレナイ、マダ景氣ガ來テ居ラナイト云フ證據ヲ、私共ハ見ルコトガ出來ルト思フノデアリマス、斯ウシタ農村ノ窮乏狀態ガ改善サレマセヌノデ、昨日ノ米穀委員會ニ、東委員長ガ三宅君ノ話トシテ紹介サレマシタヤウニ、新潟縣デハ青賣ガ珍シクナイ、黒田賣カラ白田賣ニマデ发展シテ居ルト云フ話ガゴザイマシタガ、單ニ是ハ新潟縣ダケノ問題デ

ハナイ、私ハ先日議會ノ暇ヲ見テ仙臺ニ參

テ居リマシタ時ニ、僅カ其一日ノ河北新報

官報號外 昭和十一年五月二十日 衆議院議事速記録第十二號 重要肥料業統制法案 第一讀會ノ續

ヲ見マシタ時ニ、二ツノ娘賣ノ記事が出テ居ツタノヲ見タノデアリマス、斯ノ如クニ農村ガ窮乏シテ居ル、此窮乏ニ喘イデ居リマス農村ニ、最モ經濟的ナ重壓トナツテ居リマスモノハ、色々ゴザイマスルガ、其中デモ肥料ガ重イ負擔ニナツテ居ルト云フコトハ、既ニ能ク分ツテ居ル所デアリマス、即チ昭和五年、六年、七年ノ三箇年平均ノ農業經營費中、肥料ノ割合ヲ調査シタモノニ依リマスト、農家一戸當リ農業經營費ガ五百四十四圓十錢五厘デアリマスルガ、其中ノ肥料購入代ヘ百二十七圓四十錢デアリマス、而シテ農家ノ現金支出ノ中デ、肥料ノ購入代ガ正ニ二割六分三厘ニ該當シテ居ル、現金支出ノ首位ヲ占メテ居ルト云フコトデアリマス、以テ肥料ハ多クノ農家ニ取ツテ、如何ニ重大ナ負擔トナツテ居ルカト云フコトハ、既ニ御承知ノ通りデアリマス、ソコデ此肥料ヲ最モ安價ニ且ツ豐富ニ供給致シマスルナラバ、農村ノ振興ニ寄與スル所ガ大デアルバカリデナク、農產物ノ生産費ガ低下シテ、一般消費者生活ノ上ニモ安定ヲ興ヘル一助ニモナルカト考然ルニ何故ニ反対スルノデアルカト、或ハ反問サレルデアリマセウ、併シ問題ヘ法文タヤウニ、ソレヨリモ活用ノ問題ナノデアノ上ニ明瞭ニ記載サレテ居ルカ、記載サレテ居ラナイカト云フ問題デハゴザイマセヌ、今委員長ノ色々ノ御報告モゴザイマシムルニ足ルカ否ヤデアリマス、多クノ方々ガ此法案ヲ見テ、從來ヨリモ多少良クナル、

院議事速記録第十二號
第一讀會ノ續

ダカラ先ツ之ニ賛成スルヨリ仕方ガナイ、斯ウ云フヤウナ極ク薄弱ナ意見ヲ御持チノ
ヤウデアリマスガ、私共ハ果シテ此法案ヲ
活用シテ、ドレダケ農民大衆ニ利益ヲ與ヘ
ルカドウカ、斯ウ云フ問題ノ根本ハ、恐ラ
ク現内閣ノ本質ヲ見ナケレバナラナイト思
フノデアリマス(拍手)現内閣ガ組閣ノ初ニ
當ツテ、軍部ノ壓力ガ強クアッテ、資本家ヲ
相當ニ統制服從セシメルカノヤウニ見エテ
居リマシタガ、段々月日ガ経ツニ連レマシ
テ、資本主義ノ經濟機構ノ補強以外ニ、何
物モナイト云フコトガ明ニナツテ來タノデ
アリマス(拍手)本委員會ニ於テ、硫安ノ生
產費ハ何ボデ出來ルカ、斯ク要求致サレマ
シタ時ニ、澁々政府ノ出シタモノヘ、皆サ
ンノ御承知ノヤウニ、僅カ五社ノ生產費デ
アツテ、而モ其中ノ最高生產費ガ八十七圓七
十錢、最低ノモノデモ七十三圓九十錢ト云
示サレテ居ルノデアリマス、併シ昭和肥料
裸值段ノ生產ノ最低デモ六十四圓、最高ガ
七十八圓ト云フ、相當ニ高イ値段ノモノガ
力料ガ十八圓、硫化鑛ガ九圓、人件費ガ八
圓、營業費ガ十圓、之ヲ合計シテ四十五圓
ノ如キモノガ一般ニ知ラサレテ居ル、吾々
ノ知ツテ居ル硫安生產費ノ如キモ廻當リ電
力料ガ十八圓、硫化鑛ガ九圓、人件費ガ八
圓、營業費ガ十圓、之ヲ合計シテ四十五圓
六十錢デ生產出來ルト云フコトニナツテ居
ル、然ルニ尙ホ副產物ガアルカラ、其副產
物デアル所ノ酸素ヲ廻當リ八圓デ出來ルト
致シマスナラバ、正ニ實費ガ三十七圓六十
錢ト云フ安イ生產費デ出來ル苦デアリマ
ス、斯ウシタ優良會社ノ生產費ト云フモノ
ヲ、委員ノ要求ニ對シテ示サナイデ、今申
示シテ居リマス所ノ政府ノ意圖、心中ト云

フモノノヲ測ツテ見マスナラバ、正ニ此事ニ
資本家擁護ノ精神ガ現ハレテ居ルト云フコ
トハ明カデアラウト思フノデアリマス(拍
手)先般同僚河上君ガ豫算討議ノ際ニ申述
ベマシタヤウニ、馬場財政ハ軍需工業ト、
低金利ト、増稅トニ依ツテ資本家階級ヲ富マ
セル、併シ其反對ニ國民大衆ニハ增稅ノ重
壓ヲ加ヘルモノデアル、即チ現内閣ハ金融
ノ資本ノ上ニ踊ツテ居ル、資本政治ノ外ニ何
モノモナイ、例ヘバ表面的ニ法文ガ產業資
本家ヲ統制服從セシムルカノ如ク見エテ居
ルガ、本質ハ恰モ鑛ノ上ニ法衣ヲ著テ居ル
清盛ノヤウナ欺瞞的ノモノデ、結局ハ大衆ヲ
犠牲ニ供スルモノデアルト考ヘルノデアリ
マス(拍手)斯様ナ實例ヘ、先般來カラ產業
統制ノ場合ニモ、屢々話ガゴザイマシタヤ
ウニ、即チ紙ノ「カルデル」ニ依ツテ如何ニ紙
ガ高クナツタカ、鐵ノ「カルデル」ニ依ツテ鐵
ガ如何ニナツタカ、紙ノ問題ニ付テヘ、既ニ
申述ベラレテ居リマスルカラ、私ハ此事ヲ
茲ニ誇々シク申述ベルコトヲ省キマス、ダ
ガ鐵ノ如キモ、御承知ノヤウニ昭和六年ニ
比シテ、昭和九年ニハ其生產額ハ約二倍ノ
三百三十萬廻ト云フ多額ヲ生產致シテ居リ
マスニ拘ラズ、價格ハ却テ昭和六年ノ
約二倍ニナツテ居ルト云フ狀況デアリマ
ス、是ハ勿論救農事業ガ盛ニナツタリ、
風水害ノ後ニ復舊事業ガ盛ニナツタ影響
モアルデアリマセウケレドモ、主ナル點ハ
製鐵合同ノ結果、即チ「カルデル」ノ強化ノ
結果デアルコトダケヘ間違ナインデアリマ
ス、然ルニ是等ノ產業ノ統制ヲ強化サレマ
スル時ニ、當局ハ決シテ民衆ノ經濟ヲ壓迫
スルヤウナモノデハナイト、度々繰返サレ
タノデアリマスルレドモ、事實ハ今モ申

リマス、若シ肥料ニ於キマシテ、サウ云フ
ヤウナ結果ニナリマスルナラバ、紙、鐵ノ比
デハナク、多クノ困ツテ居ル農民大衆ニ、一
層經濟的ナ壓迫ヲ加ヘマスルモノデアリマ
スルガ故ニ、吾々へ大イニ考慮ヲ要スルバ
カリデナク、此點ハ深ク注意アシナケレバ
ナラナイ、私共ハ單ニ是デ十分ダト申サレ
マシテモ、過去ノ事實ヲ見テ、私共ハ之ヲ
以テ安心スルコトハ出來ナイ、抑、此法案
ガ、委員長ガ先ニ報告致シマシタヤウニ、
第六十七議會ニ提案サレマシタ所ノ肥料業
統制法案ニ等シイモノデ、決シテ精神的
ニ、又實力ニ於テ、何モ内容ノ變ツタモノデ
ハナイト云フ御話デゴザイマシタガ、併シ
一番製造業者ヲ統制スル所ノ點、即チ第十
一條ナリ、第二十七條ナリ、第二十九條ナ
リノ削除ヲ致シテ居リマスルガ、私ハ斯ウ
云フ削除、即チ製造者ノ多少困ルト云フヤ
ウナ點ヲ削除致シテ居リマスル、此點ヲ見
マシタダケデモ、確ニ本案ハ資本家擁護ニ
墮シテ居ツテ、必然ニ消費者農民大衆ニ重
壓トナッテ來ルモノデアラウ、斯ウ考ヘザル
ヲ得ナイノデアリマス、或ハ斯ク申シマス
ナラバ言ウデアリマセウ、肥料統制委員會
ガ十分ニ之ヲ監督シ、左様ナ間違ハ此肥料
法案ニ限ツテ決シテ爲サシメナイ、本法案ノ
趣旨遂行ニ努メルト、斯ウ云フヤウニ御答
本家ト御用學者ト、斯ウ云フ人達ノ所謂委
員會デアツ、今ノ要求ニモゴザイマシタヤ
ウニ、眞ノ消費者階級ノ委員ト云フモノハ

一人モ入ッテ居ラナイノデアリマス、此委員會ノ希望、要求ニ、果シテ政府ハドレ位ノ消費者側ヲ入レルデアラウカ、今日マデノ經驗ニ微シマスルナラバ、恐ラク帝國農會ノ役員ノ一人位ヲ入レテ、サウシテ是デ消費者ノ代表者ヲ入レタ、斯ウ云フ位ニスルノデアラウト私ハ信ズルノデアリマス、ソナ今マデノヤウナオ座ナリナ、無能ナ肥料統制委員デ、此力強イ金融資本家ヲ背景ト致シマスル肥料資本家ト云フモノヲ統制スルト云フコトハ、非常ニ困難デアルト考ヘルノデアリマス、若シ真ニ政府ガ考ヘテ居リマスヤウニ、肥料業者ヲ統制シヨウトルニ、獨逸ニ於テ丁度「ヒトラー」ノ前ニ「ブリューニング」内閣ガ出シマシタ、經濟及ビ財政安定、茲ニ治安維持ニ關スル大統領令ノヤウナ、ア、云フ強力ナ、即チ統制力ヲ持ツタモノニシナカッタナラバ、恐クハ資本家ノ爲ニナッテシマシテモ、私ハ資本家ノ方ガデアリマス（拍手）假令政府ノ言明通り、肥料統制委員會ト云フモノガ權威ガアルモノデアツタ致シマシテモ、チヤント即チ値段ノ取極ニ致シマシテモ、チヤント帳簿ノ上ニ於テ旨キヤツテ退ケルコトハ、今日マデノ多クノ會社ノ會計検査、サウ云フ狀態ヲ見テモ、私共ハ知ルコトガ出来ルノデアリマス、ダカラ前述ノヤウニ、不良ナ工場ヲ整理スルト云フヤウナ命令ヲ削除シタコトカラ、恐ラク一番不良會社ノ生産費ト云フモノガ、賣出値段ノ基準トナツテ、農民ニ高イ肥料ヲ與ヘルノデアラウト云フコトハ、私ハ火ヲ賭ルヨリモ明カデアラウト考ヘルノデアリマス（拍手）過磷酸工業ハ既

ニ多クノ方ガ御存ジノヤウニ、四割ノ生産制限ヲシテ居ル今日ノ状態デ、即チ多クノ製造會社ガ殆ド其工業組合ニ入ッテ居ル、唯多木肥料會社一社ダケガ「アウトサイダー」ニナツテ居ルヤウデアリマスルガ、私へ此最早殆ド工業組合ニナツテ居ル磷酸製造ガ、此統制法ヲ施行スルコトニ依ツテ、今一ツアル所ノ「アウトサイダー」ノ一ツヲ入レテ、寧ロ高イ不良會社ノ値段ニ引上ガヨウツスルノデヘナイカ、即チ今日磷酸肥料ガ稍ニ割合ニ安イト云フヤウナ問題ハ多木ノヤウナ、即チ「アウトサイダー」ガアリマスル爲ニ、ソレニ牽制サレテ居ルノデヘナイカト考ヘルノデアリマスルガ、若シ此僅カナ一社ガ入りマスルナラバ、恐クハ多木ヨリモ内容ノ悪イ、即チ大日本人造肥料ノヤウナ會社ノ生産値段デ賣出サシルデアラウト云フコトガ考ヘラレルノデアル、石灰窒素ハ餘リ多ク出来マセヌカラ申スマデモアリマセヌ、唯肥料ニ於テ最モ重要ナモノハ、又國防上必要ナモノハ、即チ硫安デアリマスルガ、硫安ガ今日マデ、即チ高イ値段デ買ハサレテ居リマスル時ニハ自由ニ放任シテ置イテ、漸ク生産高ガ飽和狀態ニナツテ來掛ケタ、新シイ會社ガ新シイ能率ノアル機械デ段々ト製造シテ來マセウトシタ時ニ、即チ古イ會社ガ壓迫サレサウニナツテ參リマシタ時ニ、此統制法案ヲ出ス意向ヲ見マシタ時ニ、私共ハ此裏ニ即チ古イ會社ノ擁護ガ含マレテ居ルノデハナイカト云フコトヲ考ヘルノデアリマス、茲ニ政府當局ニ注意ヲ喚起シタイ點ハ、三宅君ガ委員會デモ申述ヘマシタヤウニ、即チ硫安工業ガ國防上ニ必要デアリマスルガ故ニ、單ニ平時ニ農業上ニ十分使用セシムルト云フバカリデハナイ、一旦緩急

點モアリマスルガ、大變ニ遅クナッテ御迷惑ト有ジマスルガ故ニ、是ダケヲ申上ゲマシテ、簡單ニ反対ノ趣旨ヲ申上ゲテ置キマステ（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 松田喜三郎君

〔松田喜三郎君登壇〕

○松田喜三郎君 私ハ本案ニ對シテ委員長ヨリノ報告ニ賛成ヲ表スル者デアリマス、世界ニ躍進セントシマスレバ、國防充實ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、國防充實ヲ圖ラウトスレバ、國民生活ノ安定ヲ圖ルヨリ外ニハナイノデアリマス、國民生活ノ安定ヲ圖ラウトシマスレバ、ドウシテモ食糧ノ充實ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、又食糧ノ充實ヲ圖ラウトシマスレバ、ドウシテモ肥料ノ充實ヲ圖ラウトシマスレバナラヌノデアリマス〔肥料ノ充實ヲ圖ルニヘ肥料ノ國營ヲ圖ラナケレバナリマセヌト呼フ者アリ〕然ルニ斯ノ如キ重要ナル所ノ肥料ノ問題ニ付テ、今日マデ確立シタル所ノ政策ヲ立て得ナカッタト云フコトハ、洵ニ遺憾千萬ニ思フノアリマス、是ガ爲ニ農村ノ疲弊ハ、一層甚境ノドン底ニ呻吟スル狀態ニナッテ居ルノデアリマス、今日農村ノ此購買肥料ニ對スル所ノ支出金額ト云フモノハ、ドレダケ拂ウテ居ルカト申シマスルト、現金總支出金額ノ中三割六分五厘ノ三億圓ヲ費消シテ居ルノデアリマス、其中ノ約七割ト云フモルト云フト、消費額ガ百二十五万噸デアル、石灰空素、過磷酸石灰ニ使フ居ルノデアリマスガ、此硫安ト云フモノガス、過磷酸石灰ハ百二十八万噸消費シテ居ルノデアリマスガ、一方生産ノ方ヲ見マ

スルト云フト、昨年ハ僅ニ硫安ハ九十六萬
噸デアリマシテ、二十九万噸ノ不足ヲ生ジ
テ居ルノデアリマス、尤モ過磷酸石灰ハ現
在自給自足ノ域ニ達シテ居リマシテ、今ヤ
過剩ト云フヤウナ状態ニナッテ居リマスル
ケレドモ、此硫安ダケヘ年々二十万噸ヅ、
消費方累進シテ増加ヲシテ居ルノデアリマ
ス、然ルニ内地、朝鮮、満洲ヲ加ヘテ見マ
シテモ、生産能力ハ僅ニ百八十八万五千噸
シカナイノデアリマス、併シ是ハ生産能力
デアリマシテ、此全機能ヲ發揮スル迄ニハ
少クトモ、マダ今後兩三年ヲ要スル状態デ
アリマス、然ル時ニ此消費ト生産ノ不足ニ
十五万噸内外ト云フモノハ、年々海外カラ
輸入ヲ仰ガナケレバナリマセヌ、此海外力
ラ輸入ヲ仰ガウトシマスルト云フト、今日
ヘ茲ニ強力ナル「カルテル」ガアリマシテ、
此爲ニ値段ノ騰貴ト云フモノハ殆ド是レ皆農家ノ
値段ノ騰貴ト云フモノハ殆ド是レ皆農家ノ
負擔トナツテ居ルノデアリマス、今日ノ農村
ノ不況ハ如何ニナツテ居ルカト云フコトヘ、
申上ゲル迄モアリマセヌガ、今ヤ農村ノ負
債ハ四十億圓ニナツテ居ル、公租公課有ユル
モノノ負擔ト云フモノハ、都會ノ三倍ニモ
達スルト云フヤウナ重課、洵ニ不公平ナル
負擔ヲシテ居ルノデアリマス、ソレガ爲ニ
今日ノ四十億圓ノ負債ガ出來タノデアリマ
ス、尙ホ吾々農民ヘ此肥料ノ爲ニ——生キ
ントスルガ故ニ斯ノ如キ高い肥料ヲ使ツテ
居リマスルガ爲ニ、年々歲々負債ヲ増ス一方
デゴザイマス、然ル時ニ政府ハ此法案ヲ出
シクト云フコトハ洵ニ農村ノ爲メ、國家ノ
見マスルト云フト、ドウモ製造業者ニ重ク

シテ消費者側ニ輕イ感ジガスルノデアリマス、是ヘ何故カト申シマスレバ、ドウシテモ自給自足ノ域ニ達スルト云フコトヲ目標ニ置イテ居ルラシイ、自給自足ノ域ニ達スル迄ハドウシテモ此方法ヲ執ツテ行カナケレバ、イカヌト云フ考ヘハアルラシイ、爲ニ今日ノ價格ガ斯ウ云フ状態ニナッテ製造業者ノ方ニ重クナッテ、消費者側ニ輕イト云フヤウナ嫌ガアリマスルケレドモ、深ク考ヲ及ボシタナラバ、此案ト云フモノハ、淘ニ私ハ結構ナ案ト信ズルノデアリマス、併ナガラ製造業者ニ重クシテ、消費者側ニ輕イト云フヤウナ點ニ付キマシテハ、只今附帶決議ニナツテ現レマシタヤウニ、重要肥料ノ供給ヲ豊富ニナラシメ、ソレニ付テハ適切ナル方法方策ヲ講ゼヨ、肥料配給上ノ不圓滑ヲ防止スル爲ニ、相當量ヲ常ニ貯藏セヨ、又外國疏安ノ輸入ニ關シテ損失補償ノ制度ヲ設ケヨト云フノデアリマス、需給ノ圓滑ヲ圖リ價格ノ騰貴ヲ防止スル爲ノ方法ヲ講ゼヨ、或ヘ此肥料業統制委員會ノ構成ニ際シテモ、消費者側ノ意向ヲ委員會ニ反映サシテ、サウシテ遺憾ナキヲ期セヨト云フノデアリマスカラ、是ダケノモノガ此法案ノ中ニ織込マレマシタナラバ、消費者側ニモ製造業者側ニモ淘ニ完備セル案デアリマス、之ニ依ツテ初メテ私ヘ肥料ノ政策ガ出来タモノデアルト信ズル、今日マデ此案ガナカッタコトヲ考ヘテ見マシタナラバ、此案ガ出来タ後ト云フモノハ、吾々農村側ニ致シマシテモ淘ニ私ヘ仕合セラ得ルモノデアルト信ズルノデアリマス、併ナガラ此案其モノハ運用宜シキヲ得ネバイカヌノデアリマス、幸ニ此運用スル政府、即チ小川商工大臣、島田農林大臣ガ直接ニ此運用ヲスルノデア

○副議長(岡田忠彦君) 野中徹也君

リマス、此運用宜シキヲ得タナレバ必ず成績ノ大イニ舉ルベキモノト存ジマス、何卒政府ニ於キマシテモ、此吾々ガ附帶決議トシテ出シマシタル所ノ案ヲ能ク活用セラレテ、萬遺憾ナキヲ期セラレタイモノデアルト思ヒマス、若シ此點ニ於テ吾々ノ期待ニ缺クル所ガアリマシタナレバ、農民ノミナラズ全國民ハ廣田内閣ニ對シテ、如何ナル攻撃ノ論ヲ向ケルデアリマセウ、大イニ努力セラレンコトヲ祈リマス、以テ私ハ本案ニ賛成ヲ表スル者デアリマス(拍手)○副議長(岡田忠彦君) 野中徹也君

マセウカラ、今日問題トナツ居リマスル業組合、或ハ肥料商トノ間ノ關係ト云フモノモ、平等ナル條件ニ置カレマスルガ故ニ、紛争ヲ齎ラスコトハアリマスマイ、斯ウ云フ風ナ工合ノ幾多ノ美點ヘアリマス、併ナガラ根本的ニ之ヲ見マスルト云フト、前ニ申上ゲマシタ通り、本案ニ依リマシテハ政府ノ所期ノ目的ヲ達スルコトガ出来ナイ、斯ウ云フ結論ニナツテ來ルノデアリマス、即チ需給ノ調節、或ハ價格ノ決定ニ付キマシテハ、第一ノ發案權ト云フモノヲ同業組合ガ持チマス、又是ノ監督ハ政府ガシマス、更ニ重要ナル問題ノ諸問ニ關シマシテハ、肥料業委員會ト云フモノガ出來テ居リマシテ、是方致スコトニナツテ居リマス、併ナガラ私ハ此政府ノ監督、又肥料業委員會ノ發動ガ神聖ニ行ハレルカドウカ、私共ハソコニ深疑問ヲ持ツテ居ルノデアリマス、政府ノ監督ガ眞實ニ行ハレナカッタ所ノ實例ハ澤山アリマス、先日モ本議場ニ於キマシテ私ノ質問ニ對シマシテ、政府ガ率直ニ告白致シマシタ通り、組合法ノ第八條ノ發動ト云フモノモ、未ダ一回モアリマセヌ、又昭和八年ノ硫安輸出入制限令ト云フモノニ關シマシテ、農林商工兩當局ノ間ニ意見ノ相違ガアリマシタ爲ニ、遂ニ之ヲ發動スルコトガ出來ズ、僅カ一箇年半ニ於キマシテ、改廢致シマシタコトヘ御承知ノ事實デアル、私共ヘ斯ウ云フヤウナ事實ヲ前提トスル場合ニ於テ、果シテ政府ノ監督ト云フモノガ神聖ナル監督デアルカドウカ、又出来ルカドウカト云フコトニ對シテ、非常ナ疑問ヲ持タザルヲ得ナイノデアリマス、更ニ委員會ノ決定ノ如キハ、今杉山君ガ幾分其問題ニ關係セラレマシタカラ私ハ深クヘ

言ハナイ、委員會ノ諸問ニ對スル所ノ答辯ノ如キヘ洵ニ私共カラ言ヘセルナラバ不安デ堪ラナイ、此委員會ガ如何ナル構成分子ニ依テ組織セラレルカドウカ私ハ知ラナイ、政府ヘ恐ラク今マデノ聲明ノ如ク消費者、配給者或ハ農村ノ眞實ニ勞働ナシテ居テ來ル、或ハ不良會社ノ魔ノ手ガ伸ビテ來ル、サウンテ其委員會ノ活動ト云フモノガ、神聖ナル活動ニナリ得ルカドウカ、過去ニ委員會ノ實蹟カラ見テモ、私ハ非常ニ疑問トセザルヲ得ナイノデアリマス、斯ウ云フヤウナ工合ニ委員會自體ノ活動ト云フモノハ疑問デアル、隨テ生産會社ト云フモノガ、今日ノ如ク外國カラ入ッテ參リマスル所ノ疏安ガ、高價ナ場合ニ於キマシテヘ、其製品ト云フモノガ天候其他ノ自然的情勢ニ影響セラル、ト云フコトヲ口實ト致シマシテ、其價格ヲ吊上ゲル、又爲替ノ關係ニ於キマシテ、輸入品ノ安イ時ニハ是ト反對ヘル、又不良會社ガ如何ニ政府ガ轉向命令ヲ出シマシタ所デ、本法案ノ中ニハ昨年提出セラレマシタ法律案ト異リマシテ、何等ノ賠償規定ト云フモノガアリマセヌ、此賠償規定ト云フモノガナクシテ、果テ政府ノ轉向命令ガ如實ニ實現セラル、カドウカ、私ハ非常ニ是モ疑問トスルノデアリマス、恐ラク斯ウ云フヤウナ不良會社ヘ、此賠償規定ナキコトヲ口實ト致シマシテ、政府ノ命令ニ或ハ反対スルカモ知ラヌシ、

又委員會ニ於キマシテモ、此徹底ト云フコトへ出來ナイノデハナイカト考ヘマス、更ニ化學ノ進歩ニ伴ヒマシテ、生産費ノ低廉ナル會社ノ新設又ハ増設ト云フモノガ實現カラ、肥料ノ製法、機械ト云フモノガ年々歲々改善セラル、カドウカ、是モ疑問デアル、化學ハ日々進歩ヲシテ居ル、ソレデアリマスルカラ、肥料ノ製法、機械ト云フモノガ年々テ振當デラレル數量ト云フモノハ、委員會ニ實情デアル、併ナガラ斯ウ云フヤウニ化學ガ進歩致シマシシテモ、現在ノ此法律ニ於ニ於テ大體決メラレテ居リマス、ソレデアリマスルカラ、サウ云フヤウナ進歩シタ所ノ機械ヲ取入レ、多量ニ生産シヨウト云フヤウナ計畫ノ下ニ、新設會社或ハ増設ト云フヤウナモノモ出來ルノデアリマスルガ、ソレガ出來ルカドウカ、私ハ疑問トセザルヲ得ナ、恐ラクハ是ハ委員會ニ於キマシテ、不可能ナル判定ヲ與ヘラレル虞ガアルノデアリマス、更ニ今杉山君ガ指摘セラレマシタ通り、此法律ニ於キマシテハ、肥料ノ生産量ノ增加ト云フモノヘ期待出來マセヌ、隨テ此肥料ガ今日軍事上ニ於キマシテ、如何ニ重要ナモノデアルカト云フコトハ御承知ノ通リデアル、サウ云フヤウナ場合ニ、サウ云フ必要ナ肥料ガ本法律ヲ以チマシテ増產ヲ期待出來ナ、隨テ一朝有事ノ際ニニ於キマシテ、軍部ノ要求スル所ノ硫安、又農民ノ必要トスル所ノ肥料、サウ云フモノガ十分ニ供給シ得ラル、カドウカト云フコトハ、本法律ヲ以テシテハ如何ニ大臣方答辯致シマシテモ、私ハ疑問トセザルヲ得ナインデアル、斯ウ云フヤウナ工合ニ、委員會ニ於キマスル決定ト云フモノモ、中々私ハ疑問ダト考ヘル、ソレデアリマスカラ、

本法案ガ施行セラレテ、果シテ眞實ニ政府ノ所期ノ目的ヲ達スルカドウカ、私ハ非常ニ疑ヘザルヲ得ナイ、恐ラク本法案ガ施行セラレバ、政府ガ答辯シテ居リマスル通り、現在ノ需要關係、現在ノ生産關係ヲ基調トスル關係上、自然ト今日幾ラカ肥料ノ價格低下ニ影響ヲシテ居ル、少クトモ價格ノ騰貴ヲ妨ゲテ居ル所ノ「アウト・サイダー」ヲ消滅シ、又更ニ生産費ノ高イ所ノ老朽會社ハ、政府監督ノ下ニ睡眠狀態ヲ續ケ、化學ノ進歩ト云フモノヲ之ニ採入レルコトガ出来ズシテ、軍需生産上ニ於テ、兩面カラ不都合ナル結果ヲ生ズル、サウ云フ風ナコトニナリマシテ、最後ニ於キマシテハ消費者ノ過重ナル負擔ニ於テ、結果付ケルノデハナイカト云フコトヲ思フ、此問題ニ關シマシテハ杉山君ガ可ナリ論ジマシタカラ、農民ニ對スル肥料ノ問題ニ付キマシテハ述ベマセヌ、併ナガラ鬼ニ角此本法律ガ施行セラレバ、結局ハ斯ウ云フ風ナ、言ウタ通り老廢會社デアルトカ、「アウト・サイダー」ガナクナルデアラウトカ云フヤウナ現象シカ起ラズニ、本當ノ要求シテ居ル低廉ナル肥料ト云フモノガ、販賣セラレルカドウカト云フコトヲ非常ニ疑ヘザルヲ得ナイマノデアリマス、殊ニ化學ノ進歩ニ伴ウテ機械ノ設備ノ改良、是ハ重要ナモノデアリマスルガ、本法ガ施行セラル、ト云フコトヲ豫定致シマシテ、現在ノ既存ノ會社ノ中ニテスラ増產計畫ヲ變更シクト云フヤウナ會社ガアルノデアリマス、是ハ新聞紙ノ報導スル所デアリマスカラ、或ハ其眞偽ハ分ラナイ、併ナガラ朝鮮空素、日本空素、矢作空素ト云フモノガ增產計畫ヲ變更又ハ中止シタト云フ話ガアリマス、併ナガラ是ガ

私共ハ本法案ガ施行セラル、ナラバ一般ノ
生産會社ノ氣持デヘナカラウカト考ヘル、
ソレデアリマスカラ、増産、低廉、是ハ私
共ハ決シテ本法ニ於キマシテヘ期待スルコ
トガ出來ナイト思フノデアリマス
要スルニ本法律ノ施行ノ曉ニ於キマシテハ(眞
ニ業界ノ進歩發展ヘ期待ガ出來ナイ、軍事上
非常時ノ設備ガ十分デハナイ、殊ニ價格ノ低
廉、生産量ノ増加ヘ圖リ得ナイ、唯既存會
社ノ利益ノ上ニ誤レル統制經濟ノ美名ノ下
ニ、官僚竝ニ資本家ノ營利統制ノ典型デア
ル所ノ「トラスト」、之ヲ企畫スルガ爲ニ行
ヘレタモノニアッテ、非公益的デアリ、非國
民的ナ法規デハナカラウカト私ヘ疑フ、ソ
レデアリマスカラ私共ハ此法律ノミヲ以テ
シテハ、政府ノ所期ノ目的ヲ達スルコトハ
出來ズ、眞ニ所期ノ目的ヲ達スルニハ、法
文ヲ十分改正シナケレバナラズ、ソレニハ
長時間ノ日數ガ掛ルト思ヒマスカラ、私共
ハ此法律案ハサウ云フヤウナ改正ヲスルヨ
リモ、又或ヘ政友會、民政黨ノ方々ガ爲サッ
ク通リ附帶條件ト云フヤウナモノヲ附ケマ
シテモ、其附帶條件ハ事實上ニ於キマシテ、
殆ド權威ガナイ、眞面目ナ當局ノ間ニハ多
少附帶條件ガ實行セラレマスガ、大部分ニ
於テ附帶條件ハ單ナル條件ニシテ法律デハ
ナイ、實際ニ行ヘレナイト云フノガ今迄ノ
實情デアリマス、ソレデアリマスカラ、私
共ハ斯ウ云フ法律案ヲ今日御廢メニナルナ
ラバ、他日必ズ新シキ見解ノ下ニ、新シキ
指導精神デアリマス、勿論
此法律案ニ反對ヲスル者デアリマス、勿論
私共ノ同志ノ中ニ於キマシテハ、前ニ述べ

トア通り幾分此法律ノ美點ヲ考ヘテ見マシテ、
本案ニ賛成ノ意思ヲ表スル人モアルノデア
リマス、併ナガラ大部分ノ人々ヘ、根本的
ニ此法律案ヲ審議致シマシテ、其非ナルコ
トヲ知ヅテ居リマスガ故ニ、之ニ反対ヲ致シ
テ居ルノデアリマス、隨テ私共ヘ、吾々ノ
黨ト致シマシテ、本案ニ反対デアリマス、
併ナガラ前述ノ多少ノ美點ヲ認メル人ノ爲
ニ除外例ヲ認メマシテ、本案ニハ根本的ニ
ハ反対デアルガ、除外例ヲ認メルト云フ吾
吾ノ實情ヲ披瀝致ス次第デアリマス（拍
手）

近五箇年間ノ平均年產額ハ僅ニ七十五万馳
内外デアリマシテ、尙ホ四十五万馳餘ノ生
産餘力ガアル譯デアリマス
一方資給關係ヲ見マスレバ、年々消費ハ
増加ノ趨勢ヲ保チツ、アリマス、大體ニ於
キマシテ百十万馳内外デアリマシテ、國內
生產ダケデヘ、尙ホ三十万馳餘不足ヲ告ゲ
テ居ルヤウナ狀態デアリマス、昭和八年、
九年ノ如キヘ二十七八万馳ノ外安ヲ輸入シ
テ居ル現狀デアリマス、故ニ少クトモ自給
自足ノ程度マデ生產ヲ獎勵スベキモノデアリ
ルコトハ申上ゲル迄モナイ、然ルニ斯ル統
制機能ノ微力ナル法案デヘ、低廉ナル肥料
ヲ豊富ニ供給スルコトヘ至難デアラウト思
ヘレルノデアリマス、申上ゲマスル迄モナ
ク、農村アツテノ肥料デアリマス、故ニ大資
本主ノミニ利益ヲ貪ラレルト云フコトヘ、
公益上、又社會政策上カラモ許シ能ハザル
點デアルト思フノデアリマス、殊ニ農業經營費
ノ現金支出ノ約四割ト云フモノハ金肥デアリマ
スルカラ、肥料價格ノ如何ヘ農家經濟ヲ困難ナ
ラシメ、延イテへ農產物ノ生產費ヲ高メマシテ、
國民生活上ニモ至大ノ關係ヲ來スモノデアル
ノデアリマス、農村ノ窮乏ノ甚シク、農村
振興策ト致シマシテ、廉價ナル肥料ヲ供給
給スルコトガ最モ必要デアリマス、私達ヘ
此見地カラ肥料國策ノ樹立ヲ力説シテ參
テ來タノデアリマス、又一面化學肥料ガ軍
需工業ト致シマシテ、重要ナル役割ヲ持ツ
居リマスルコトハ、今更論ズル迄モナイノ
デアリマス、一朝國家有事ノ場合ヲ思ヒマ
スレバ、當時貯藏等ノ必要ヲ痛感セザルヲ
得ナイノデアリマス、彼此レ關聯致シマシ
テ考察致シマスレバ、本法デハ主務大臣ノ生
是等ノ點ニ對スル命令權、即チ統制力ト云

本法ノ目的タル肥料ヲ安價ニ豐富ニ供給シ得ル状態ヲ現ニ現出スルコトハ至難ト見ルノデアリマス、私達ガ本法成立ノ上ハ、農林、商工兩省へ特ニ協調致サレマシテ、消費者ノ側ノ爲ニ其運用ヲ誤ラザルヤウニ切ニ希望致スモノデアリマス、尙ホ私共ハ本法ガ資本者側、即チ業者ノ擁護法ナリト疑ハレテ居ル譯デアリマスカラ、特ニ第十九條ノ運用ニ意ヲ用ヒラレマシテ、商工大臣モ河野君ノ質疑ニ對シマシテ、委員會ノ構成ニ付テヘ消費者側ニ最モ重キヲ置クト云フ言明ヲ致サレテ居リマス、願クハ此言明ヲ食言サレズ、十分農民ノ消費者側ノ意思ヲ反映セシメラル、ヤウニ希望致ス次第デアリマス

最後ニ一言致シマスルガ、兎ニモ角ニモ肥料ノ生産及ビ價格ノ統制ニ關スル國家施設ト致シマシテハ、今日マデ何物モナカッタノデアリマス、唯肥料ガ暴騰スルコトガアッテモ、之ヲ抑ヘルコトガ出來ナカッタノデアリマス、農業經營上ニ非常ナル脅威ヲ與ヘテ居ツタノデアリマス、本法ノ制定ニ依リマシテ、肥料對策ガ軌道ニ乘リ掛チ來タノデアリマス、此軌道ニ乗リ掛チ來マシタコトハ、肥料政策史上ノ劃期的意義ヲ有スル立法ト認メマシテ、其意味合ニ於テ、私共ハ本案ニ協賛ヲ與ヘルモノデアリマス、以上私ノ所見ヲ述ベマシタ次第デアリマス（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 平野力三君

〔平野力三君登壇〕

○平野力三君 簡單ニ申上ダマス、本案ニ對スル反対ノ御意見ト致シマシテヘ社會大衆黨ノ杉山元治郎氏、國民同盟ノ野中徹也

氏カラ十分ニ申サレタノデゴザイマシテ、私ハ大體ニ於テ本案ニ對スル所ノ所論ト致シマシテヘ、此反對ノ意見ニ多大ノ眞理アリト云フコトヲ見逃シテハナラナイト思フノデアリマス、併ナガラ本案ニ對シマス所ノ農林大臣竝ニ商工大臣ノ答辯ト云フモノヲ善意ニ之ヲ解釋致シマシテ、將來ニ於ケル我國ノ肥料國策ノ根本ヲ樹立スル上ニ於テ、或ヘ肥料ヲ專賣ニスルト云フコトヲ實現スル途上ニ於キマシテ、又ヘ肥料ノ國營ト云フコトニ進マスコトノ前提ト致シマシテ、本案ヲ此議會ニ於テ通過サシテ置クト云フコトガ、大體宜シイト考ヘマシタガ故ニ、私ハ賛成ノ意見ヲ表スル者デアリマス（拍手）隨テ私ト致シマシテ委員長カラ報告ガアリマシタヤウニ、大體ニ於テ三箇條ノ所謂附帶條件ト云フモノヲ提案致シマシタノデゴザイマス（「希望條項ダ」ト呼フ者アリ）希望條項ヲ附シタノデアリマス、其第一へ生産費ニ對シマスル所ノ調査ヲ政府ハ公表スベシ、第二へ重要肥料業委員會ニ對シマシテ耕作農民ノ代表者ヲ參加サスベシ、第三へ肥料ノ根本國策ニ向クテ政府ハ速ニ邁進スベシ、此三ツノ希望條件ト云フモノヲ附シタノデアリマスガ、其第一ノ生産費公表ト云フコトニ對スル所ノ必要ハ、本案ニ對スル特別委員會ニ於ケル商工大臣ノ答辯ヘ、甚ダ此生産費ニ對スル答辯ノ一點ニ對シマシテハ、恐らく全委員ト云フモノガ甚ダ承服シ得ザルヤウナ次第デアツクノデアリマス、如何トナラバ、今日肥料ノ問題ヲ論ズルニ當リマシテ、疏安一廻ノ生産費如何ト云フ、此位簡單ナル所ノ質問ハナイノデアリマス、政府ガ是ダケノ肥料問題ニ對スル所ノ案ヲ提唱スルニ當リ

マシテ、硫安一弛ニ對スル所ノ生産費如何ト云フコトニ對シテスラ、其簡單ナル答辯ガ出來ナイト云フコトハ、此案ニ對シテ巷間傳フル所ノ風説ノ如ク、本案ヘ消費者タル所ノ農民ヲ擁護スルモノニアラズシテ、所謂肥料製造業者ヲ擁護スルモノニアラザルヤト云フ疑ヲ持タレマシテモ、何ノ辯解ノ餘地アランヤ思フノデアリマス、此意味ニ於キマシテ私ハ是非共商工大臣竝ニ商工省ノ方々ハ、本案通過ニ對シマシテ重要肥料ニ對スル所ノ、生産費ノ調查ト云フモノヲ致サレマシテ、而モ速ニ之ヲ公表サレルヨリ當然デアラウト思ヒマス、從來ノ我國ト云フコトヲ、私ハ希望條項トシテ付ケタル次第デアリマス、第二ノ耕作農民ヲ重要肥料業委員會ニ入レルト云フコトハ、是ハ固ト見解ヲ異ニスルモノガ多イノデアリマス、農民トハ何ヲ指スカ、農村ニ在住致シマシテ高率ナル所ノ小作料ヲ取り、何等耕作ニ從事セザル所ノ者ヲ以テ農民ト爲スト云フ所ノ見解ニ對シテハ、斷ジテ吾々ハ反対致シマス、然ルニ從來ノ農業問題ニ付テ見マスルナラバ、農民ノ意見ヲ代表スルト稱スル意見ト云フモノハ、是等農村ニ於キマスル所ノ、一部ノ特權階級タル地主ノ意見ト云フモノガ尊重サレマシテ、眞ニ耕作農民ノ尊重セラレザリシ所ハ、甚ダ吾々ノ遺憾トスル所デアリマス、此重要肥料業委員會ノ中ニ於キマシテ、假リニ消費者ヲ代表スベキモノデアルト言ッテ、農民ノ代表ヲ選バ、斷ジテ吾々ハ農民代表ト信ズル能ハズ

ト云フコトヲ、本日茲ニ私ハ表明致シマス
ト共ニ、商工、農林兩大臣ニ向ヒマシテ、之ヲ希望條件トシテ附シテ置キタイノデアリマス

○副議長(岡田忠彦君) 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ御諮リ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者起立〕

○副議長(岡田忠彦君) 起立多數、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ決定致シマシタ

○松永東君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレシコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 松永君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

重要肥料業統制法案 第二讀會

○副議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、仍テ委員長報告通り決シマシタシタ

(拍手)是ニテ本案ノ第二讀會ヲ終リマシタ

○松永東君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレシコトヲ望ミマス

○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

重要肥料業統制法案 第三讀會

○副議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、仍テ第二讀會議決ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

		衆議院議事速記録第九號中正誤			
貢	段	行	誤	正	頁
一九八	一	二	條件	物件	一九八
一九八	二	一〇	若ハ	若シ	一九八
衆議院議事速記録第十號中正誤					
貢	段	行	誤	正	頁
二六〇	三	三三	大蠶	大衆	二六〇
衆議院議事速記録第十一號中					
正誤					
貢	段	行	誤	正	頁
二六八	一	三六	南條徳男君ヲ削ル	君(續)	二六八
二六八	一	三七	三井徳寶君ヲ削ル	君(續)	二六八
三一二	三	三四	○永山忠則	○三宅正一	三一二

官報號外

昭和十一年五月二十日

衆議院議事速記錄第十二號

三四六